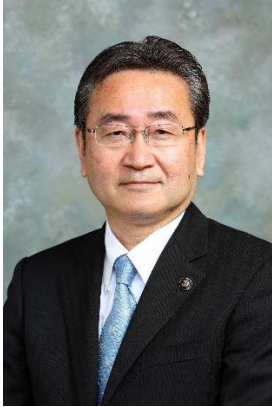


八王子市
再犯防止推進計画
令和3～6年度
(2021～2024年度)

令和3年(2021年)4月
八王子市

再犯防止推進計画の策定にあたって



住み慣れたまちで、安全に安心して暮らしていくことは、市民共通の願いです。

本市は、平成15年(2003年)に「八王子市生活の安全・安心に関する条例」を施行し、「防犯は ひとりの目より 地域の目」をスローガンに、犯罪のないまちの実現に向けた取組を地域の皆様及び警察と一体になって推進してまいりました。その結果、市内の刑法犯の認知件数はピーク時(平成12年)の3割程度まで減少し、着実に成果が表れています。

一方で、近年の検挙者数に占める再犯者数の比率を見ると、5割弱で高止まりしている状況にあります。再犯の原因として、社会的孤立や経済困窮などが挙げられ、犯罪や非行をした方の「立ち直り」を社会全体で支えることが求められています。そこで本市では、地域の皆様、警察のほか、学識経験者、保護司会、更生保護団体など、再犯の防止に御尽力されている関係者とともに、「八王子市再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画では、就労・住居の確保や適切な福祉的支援を行うなど、犯罪や非行をした方が更生するうえで抱える課題を地域全体で解消するための施策を展開してまいります。計画の推進にあたっては、国・東京都・関係団体・市民の皆様と密接に連携し、「息の長い支援」の実現を図ることで、犯罪や非行の防止に取り組み、市民生活の更なる安全・安心につなげてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提案をいただいた、再犯防止推進計画策定懇談会の皆様、市政モニターやパブリックコメントに御協力いただいた市民の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和3年(2021年)4月

八王子市長

石森孝志

目次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 八王子市の現状	3
4 基本方針	5
5 重点課題	6
6 計画期間	6
7 成果指標	6
8 計画の推進体制	7
第2章 再犯防止を取り巻く状況	9
1 犯罪発生状況	10
2 再犯の状況	11
3 国・東京都の動き	18
第3章 施策の展開	21
1 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために	22
(1) 就労・住居の確保	22
(2) 保健医療・福祉的支援の促進	27
(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組	30
(4) 民間協力者等の活動の促進	32
2 犯罪の発生を未然に防止するために	34
(1) 安全で安心なまちづくりへの取組	34
(2) 豊かな心を育むための取組	36
3 連携体制及び広報・啓発活動の推進	38
(1) 国等の関連機関・団体との連携強化のための取組	38
(2) 広報・啓発活動の推進	41

資料編.....	4 3
資料 1 統計資料.....	4 5
資料 2 再犯の防止等の推進に関する法律.....	5 3
資料 3 国の再犯防止推進計画(概要).....	5 8
資料 4 都の再犯防止推進計画(概要).....	5 9
資料 5 懇談会・検討会開催状況.....	6 0
資料 6 用語説明一覧.....	6 2

※本文中の専門的な用語については、「用語説明一覧」を参照してください。

コラム目次

八王子市におけるSDGsの取組.....	8
更生保護に関わる団体・機関の紹介①【八王子地区保護司会】.....	2 0
成人による刑事事件の流れ.....	2 5
更生保護に関わる団体・機関の紹介②【八王子市更生保護協力事業主会】..	2 6
少年非行に関する手続の流れ.....	3 1
更生保護に関わる団体・機関の紹介③【自愛会(更生保護施設).....	3 3
更生保護に関わる団体・機関の紹介④【紫翠苑(更生保護施設)】.....	3 5
更生保護に関わる団体・機関の紹介⑤【八王子地区更生保護女性会】.....	3 7
更生保護に関わる団体・機関の紹介⑥【東京保護観察所立川支部】.....	3 9
更生保護に関わる団体・機関の紹介⑦【多摩少年院(矯正施設)】.....	4 0

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

平成15年(2003年)以降、全国の刑法犯認知件数(警察が犯罪について、被害の届出等によりその発生を確認した件数)は減少を続けているものの、検挙者数に占める再犯者数の比率(以下「再犯者率」という。)は上昇し続け、近年は高止まりしている状況にあります。

そこで国は、犯罪や非行をした者の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止が犯罪対策において重要であるとし、平成28年(2016年)に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「再犯防止推進法」という。)を制定、平成29年(2017年)には、「再犯防止推進計画」(以下「国計画」という。)を策定しました。

また、八王子市における刑法犯認知件数は、令和元年(2019年)には3,469件とピーク時(平成12年)の3割程度まで減少している一方、再犯者率は、全国と同じく5割弱を占めています。

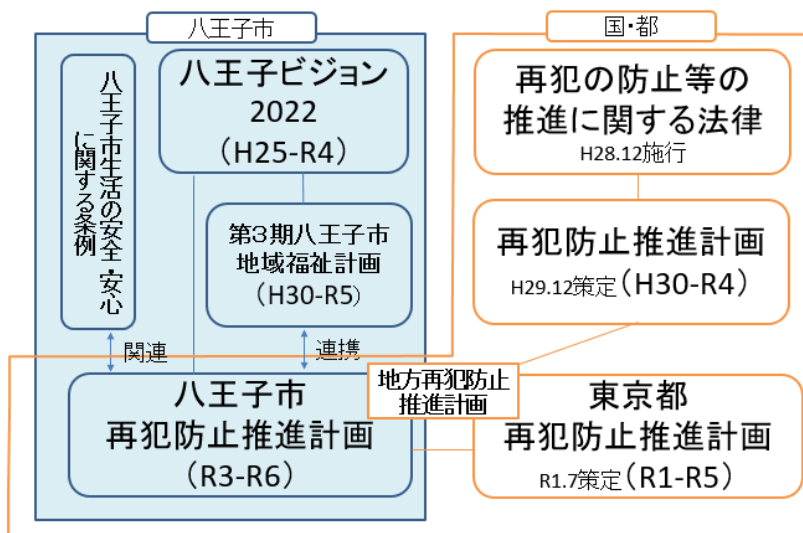
八王子市においても、犯罪を未然に防ぐことに加えて、住居や就業機会の確保など、犯罪や非行をした者が更生するうえで抱える課題等を社会全体で解消することで、立ち直りを支援し、再犯防止を推進していくため、八王子市再犯防止推進計画を策定することとしました。犯罪や非行そのものの防止とともに再犯者を減らすことで、市民の安全・安心を確保していきます。

2 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国計画及び東京都再犯防止推進計画(以下「都計画」という。)を勘案して、本市における再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

また、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」第4編第2章「防犯体制の充実」の個別計画として、「八王子市生活の安全・安心に関する条例」に関連した計画とします。

なお、犯罪や非行をした者が立ち直り、社会復帰するためには、就労・住居の確保といった更生支援と密接な関係があるため、「第3期八王子市地域福祉計画」と連携したものとします。



3 八王子市の現状

警視庁のデータによると、八王子市内の八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署(以下「八王子市内三警察署」という。)においては、全国・東京都全体と同様に、平成27年(2015年)から令和元年(2019年)までの5年間で、検挙者数・再犯者数が減少しているものの、再犯者率については増加の傾向にあり、5割弱で高止まりしています。(11ページのグラフ参照)

罪種別の再犯者数においては、窃盗犯が全刑法犯再犯者の約半数を占め、東京都全体と同様に最も多くなっています。(12ページのグラフ参照)

また、東京都全体と同様に、令和元年(2019年)の八王子市内の70歳以上の全刑法犯再犯者のうち、約75%強を窃盗犯再犯者が占めています(13・14ページのグラフ参照)。そして、窃盗犯再犯者は他罪種と比べ、女性の割合が多くなっています。

再犯防止推進法第3条において、「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと、及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある」ことが挙げられていますが、このことが窃盗犯再犯者の多い原因の一つとして考えられます。

また、法務省が作成している犯罪白書によれば、高齢女性が犯行に至った背景事情として、「近親者の病気・死去」・「家族と疎遠・身寄りなし」に該当する者の比率が高くなっているとされていることから、高齢者の社会的孤立が原因の一つであることも考えられます。

他にも、八王子市内三警察署では、この5年間の19歳以下の検挙者数は減少傾向にあるものの、19歳以下の検挙者数の全検挙者数に占める割合(少年の占有率)は、東京都全体に比べ高く、経年比較では、ほぼ横ばいの傾向となっています。(15ページのグラフ参照)

このことから、乳幼児期からの体系的な取組を図ることで、豊かな心を育むことや、学校の道徳の授業などをおして、人間性豊かに成長していくための支援を行うなど、非行の未然防止に向けたさらなる取組が求められます。

※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市を含む。

【参考】

○八王子市の刑法犯に関する現状

認知件数	3,469件	【令和元年(2019年)】
検挙者数	893人	【令和元年(2019年)】
再犯者数	425人	【令和元年(2019年)】
再犯者率	47.6%	【令和元年(2019年)】

※検挙者数・再犯者数・再犯者率には一部町田市内を含む。

○八王子市で活動する主な民間協力者の数・団体の数・関連する公的機関の数

民間協力者	保護司	132名（八王子地区保護司会所属） 充足率85.7%(定員154名) 【令和3年(2021年)4月1日現在】
	更生保護女性会	175名（八王子地区更生保護女性会所属） 【令和3年(2021年)1月現在】
	協力雇用主	64社（東京保護観察所登録） 【令和3年(2021年)3月末現在】
	協力事業主	16社（八王子市更生保護協力事業主会登録） 【令和3年(2021年)4月現在】
	更生保護施設	2施設（自愛会、紫翠苑） 【令和3年(2021年)4月末現在】
	自立準備ホーム	2施設 【令和3年(2021年)4月末現在】
団体	防犯協会	3協会（八王子防犯協会・高尾防犯協会・南大沢防犯協会） 【令和3年(2021年)4月末現在】
公的機関	矯正施設	1施設（多摩少年院） 【令和3年(2021年)4月末現在】
	警察署	3警察署（八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署） 【令和3年(2021年)4月末現在】

○犯罪等に関する市民の認識

令和2年度(2020年度)市政モニターアンケート結果(抜粋)

平成15年(2003年)以降、全国の刑法犯認知件数は減少を続けており、八王子市においても、令和元年(2019年)には3,469件とピーク時(平成12年(2000年))の3割程度まで減少しています。全国、八王子市ともに件数が近年減少していることを知っていましたか。
(選択は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
知っている	4.2
なんとなく知っている	21.1
知らない	74.7

刑法犯認知件数が減少している一方で、検挙人員に占める再犯者の比率は上昇し続けていることを知っていましたか。
(選択は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
知っている	8.4
なんとなく知っている	28.4
知らない	63.2

国は平成 28 年(2016 年)に法律を施行し、再犯防止を推進していることを知っていますか。(選択は1つだけ)

(n=95)

	構成比(%)
知っている	9.5
「再犯防止」という言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない	55.8
知らない	34.7

市民の皆様の安全安心のために、八王子市独自の再犯防止対策は必要だと思いますか。(選択は1つだけ)

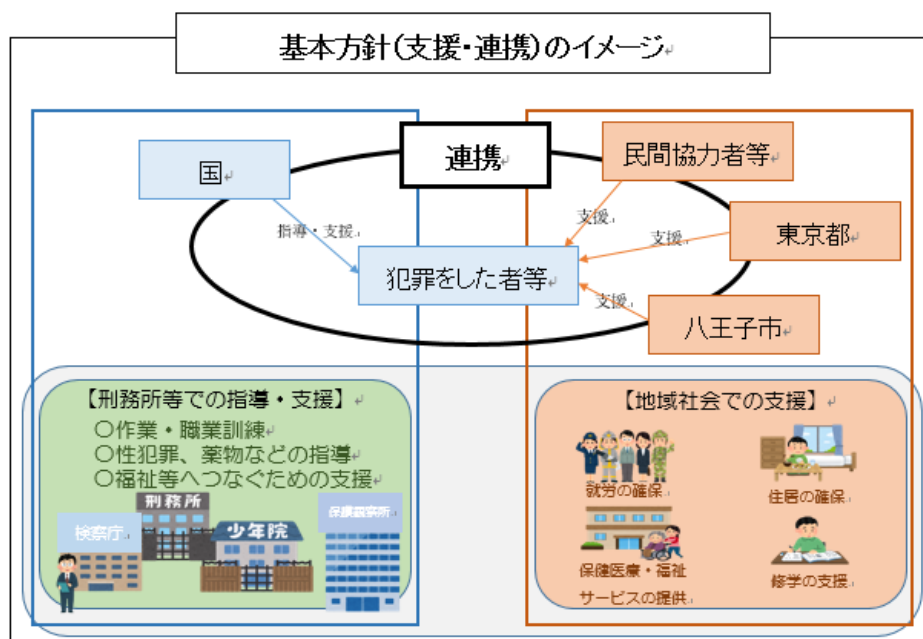
(n=95)

	構成比(%)
必要	57.9
どちらかといえば必要	33.7
どちらかといえば必要がない	1.1
必要がない	2.1
わからない	5.3

4 基本方針

犯罪をした者等が、地域社会で自立して暮らしていくために、国との役割分担を踏まえ、適切な行政サービスを提供します。

また、国・東京都・民間協力者等と八王子市の連携による「息の長い支援」の実現を図ることで、再犯者を減らすことに加え、犯罪や非行の防止の取組を進めることで、市民の安全・安心を確保します。



5 重点課題

基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

(1) 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉的支援の促進
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援
- ④ 民間協力者等の活動の促進

(2) 犯罪の発生を未然に防止するために

- ① 安全で安心なまちづくり
- ② 豊かな心の育み

(3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進

- ① 国等の関係機関・団体との連携強化
- ② 広報・啓発活動の推進

6 計画期間

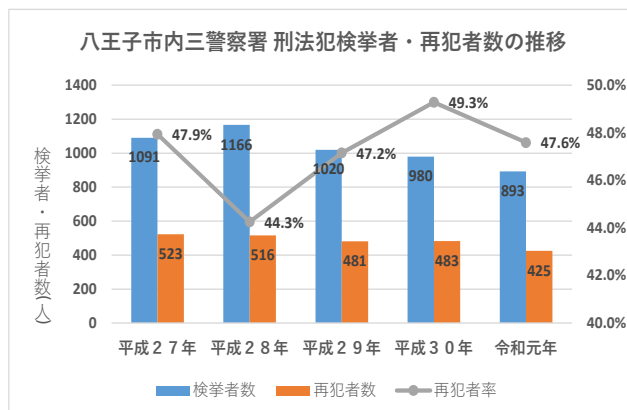
計画期間は、令和3年(2021年)年4月から令和7年(2025年)3月までの4年間とします。

7 成果指標

再犯者を減らし、市民の安全・安心を確保するための指標として、八王子市内における再犯者率の減少を目指します。

令和元年(2019年) 47.6 %

令和6年(2024年) 43.0 % 以下

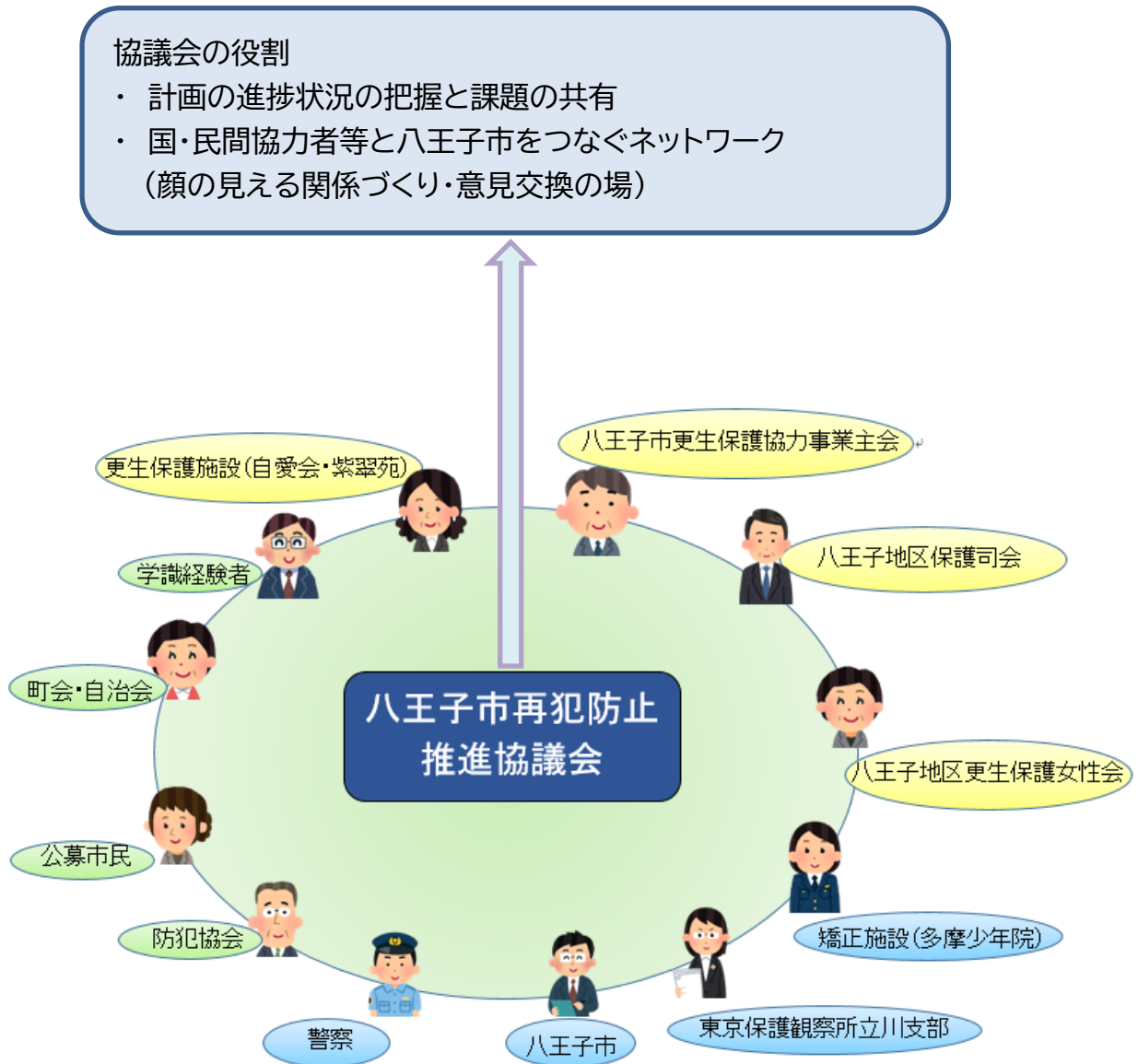


(参考)成果指標を補足する数値
八王子市内における再犯者数
令和元年(2019年) 425人
令和6年(2024年) 350人以下

※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市を含む。

8 計画の推進体制

計画の進捗状況を把握し、着実に推進していくために、八王子市再犯防止推進計画策定懇談会の参加者と市の関連所管で構成する「八王子市再犯防止推進協議会」を設置します。



※その他(上記以外)の国・東京都の機関や民間協力者等については、必要に応じて協議会への参加依頼や意見聴取を行います。

コラム 八王子市におけるSDGsの取組

SDGs(持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs))は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年(2016年)に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においては、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」における基本理念「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」が、SDGsに掲げる持続可能な社会の実現と方向性が同一であるため、基本計画に定めた49の施策を着実に実行することで、17のゴールの達成へ貢献していきます。

本計画では、SDGsの17のゴールのうち特に関連が深い「3 すべての人に健康と福祉を」・「10 人や国の不平等をなくそう」・「11 住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献しています。

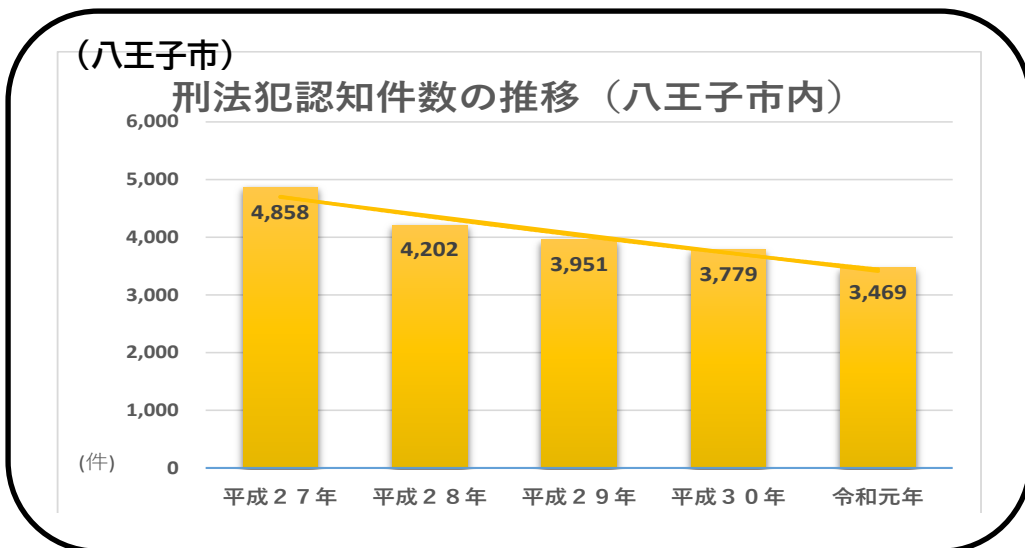
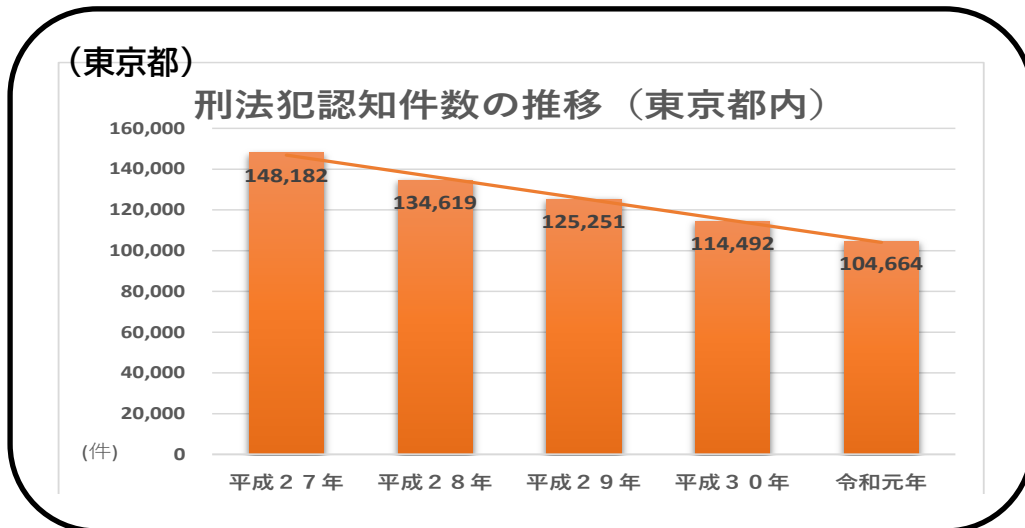
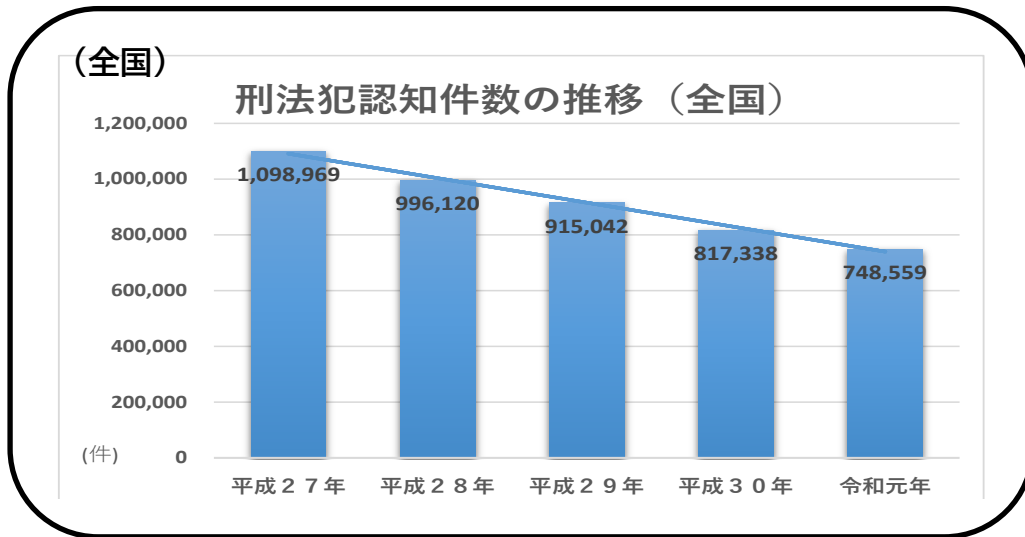


第2章

再犯防止を取り巻く状況

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪発生状況

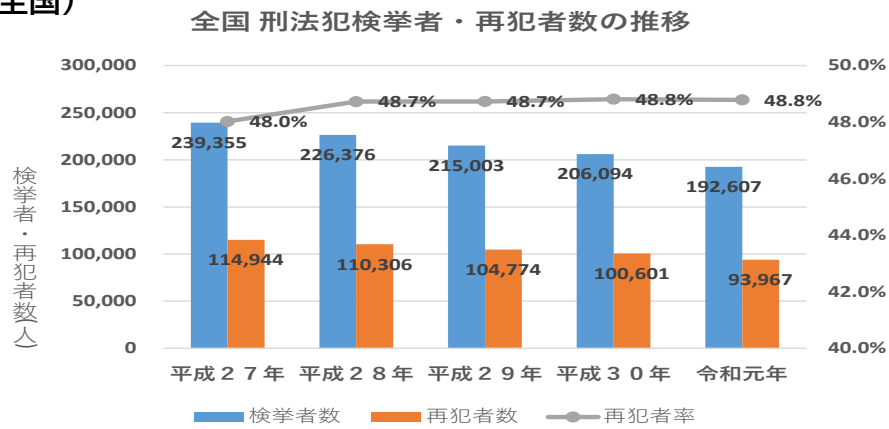


○刑法犯認知件数は、過去5年間、全国・東京都内・八王子市内ともに年々減少している。

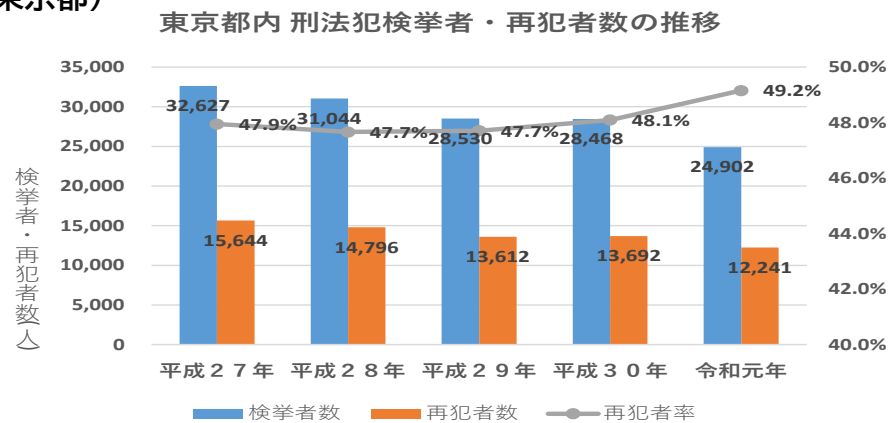
【統計データ 警察白書・警視庁の統計】

2 再犯の状況

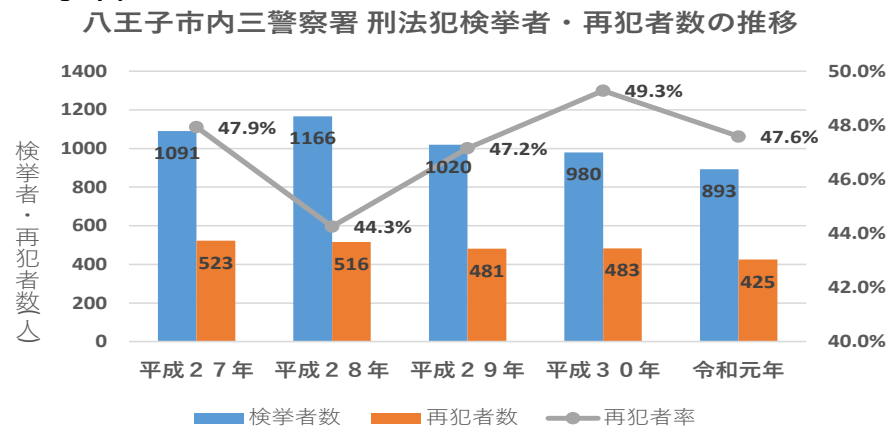
(全国)



(東京都)



(八王子市)

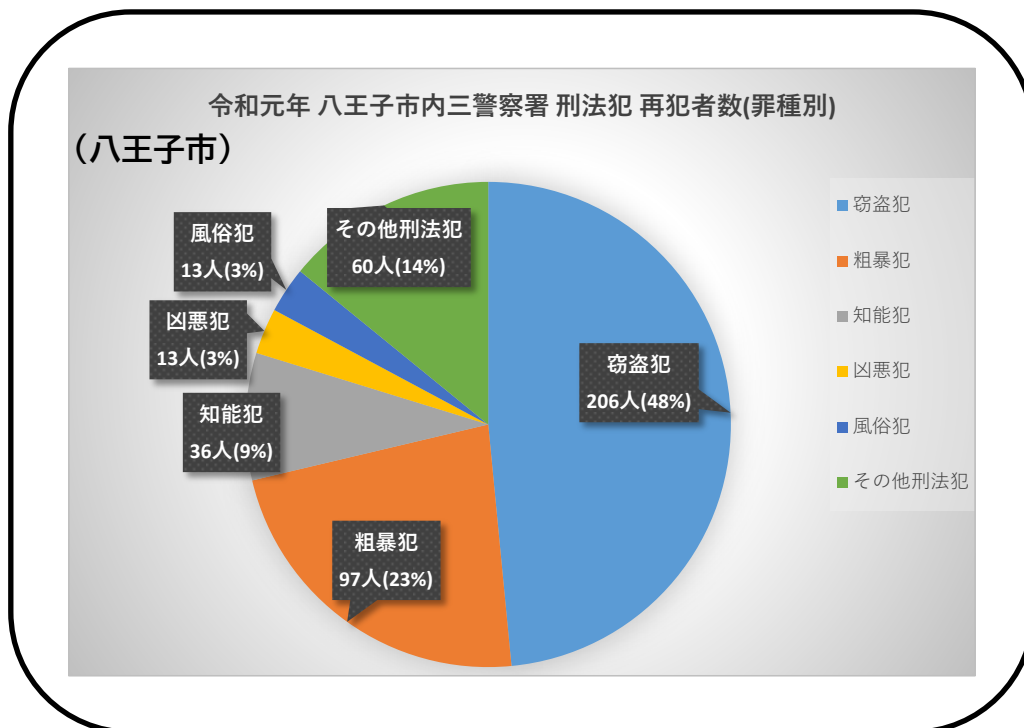
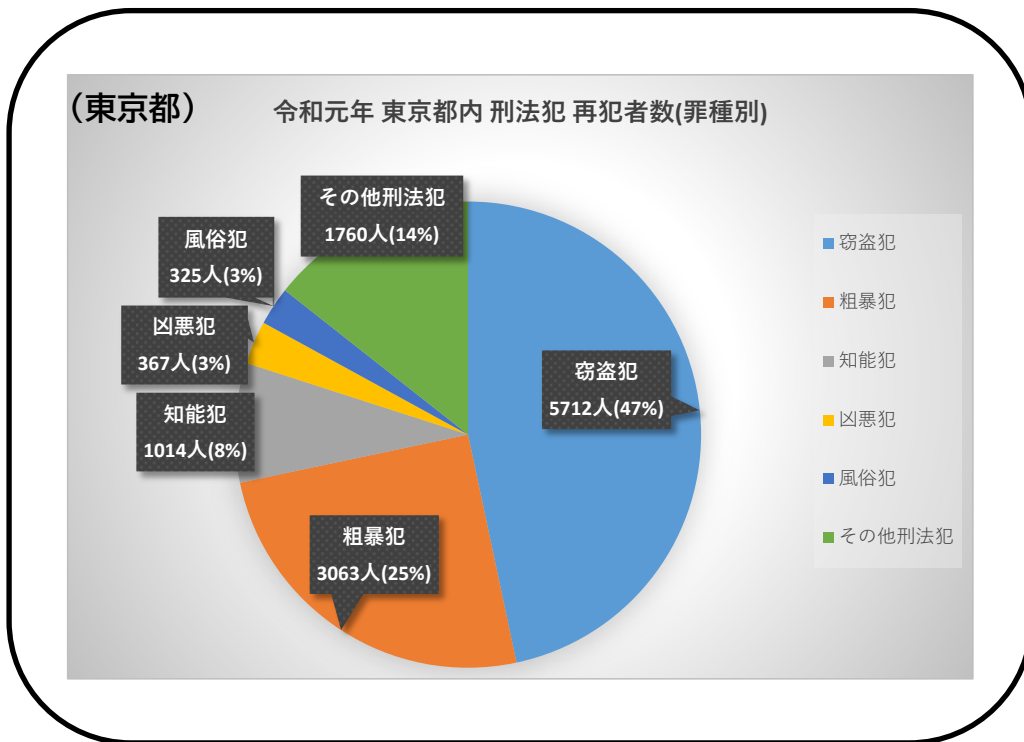


※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○全国・東京都内・八王子市内三警察署ともに5年間で、検挙者数・再犯者数が減少しているものの、再犯者率については増加の傾向にあり、5割弱で高止まりしている。

【統計データ 犯罪白書・警視庁】

罪種別



※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○罪種別の再犯者数では、東京都内・八王子市内三警察署ともに、窃盗犯が全刑法犯再犯者の約半数を占め、最も多い。

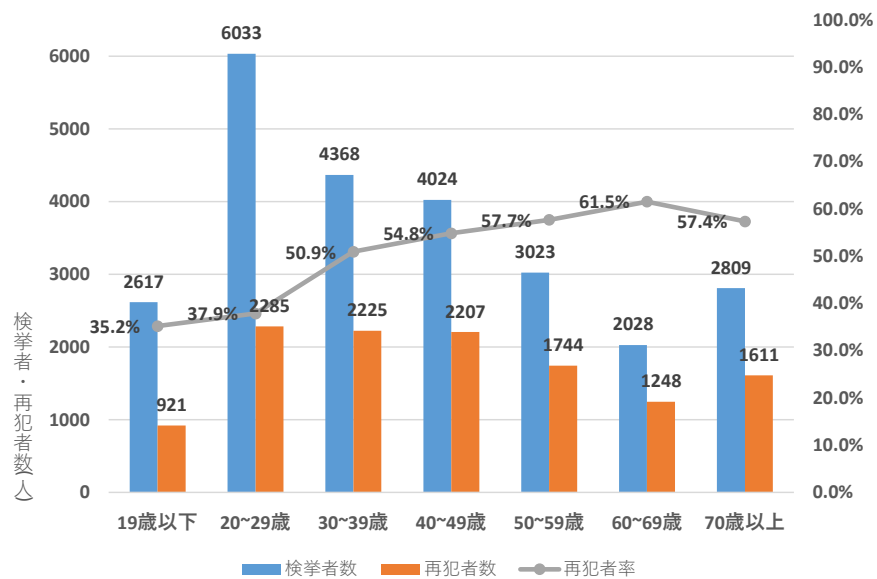
○再犯者のほうが、初犯者と比べ、無職である割合が約10%高く、財産犯(窃盗犯・知能犯)では、再犯者が無職である割合が約6割を占め、他の罪種と比べ多い。(資料編 P51 参照)

【統計データ 警視庁】

年代別(全刑法犯)

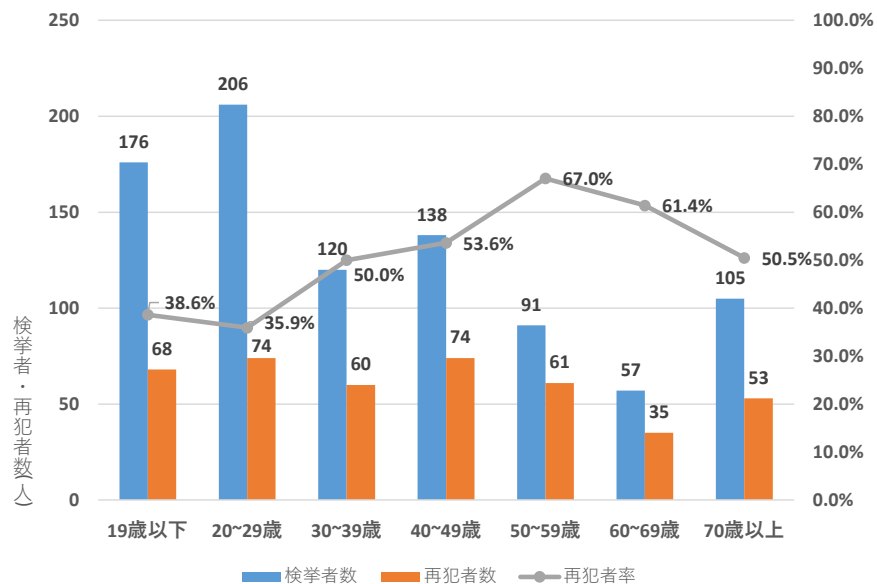
(東京都)

令和元年 東京都内 刑法犯検挙者・再犯者数(年代別)



(八王子市)

令和元年 八王子市内三警察署 刑法犯検挙者・再犯者数(年代別)



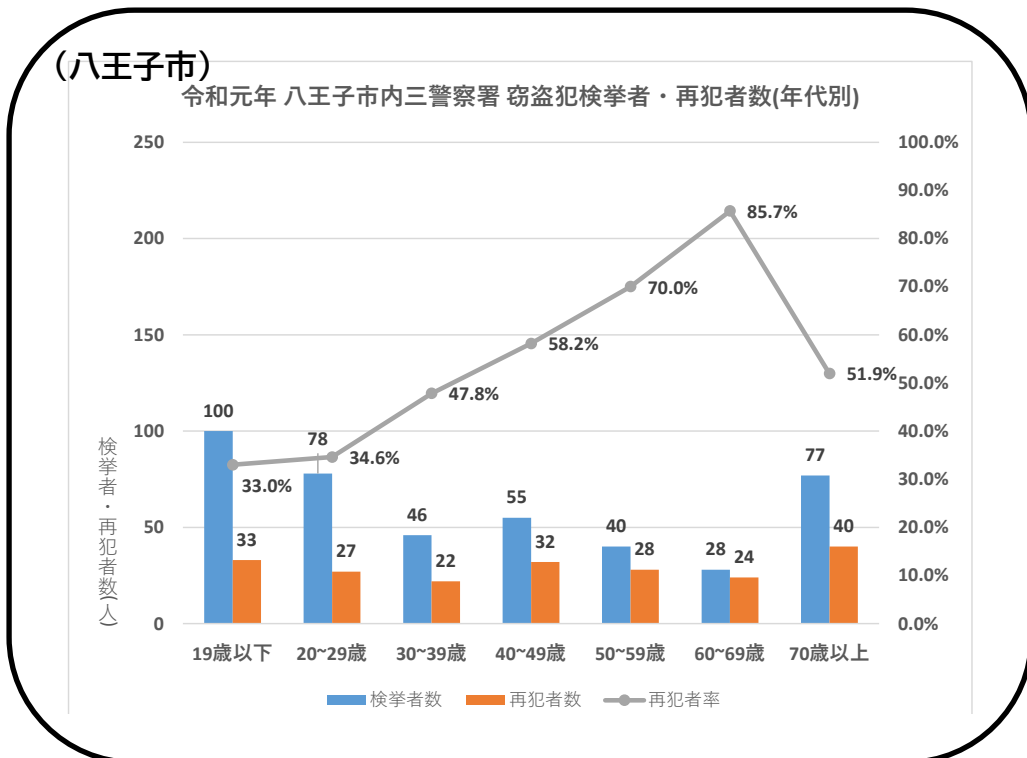
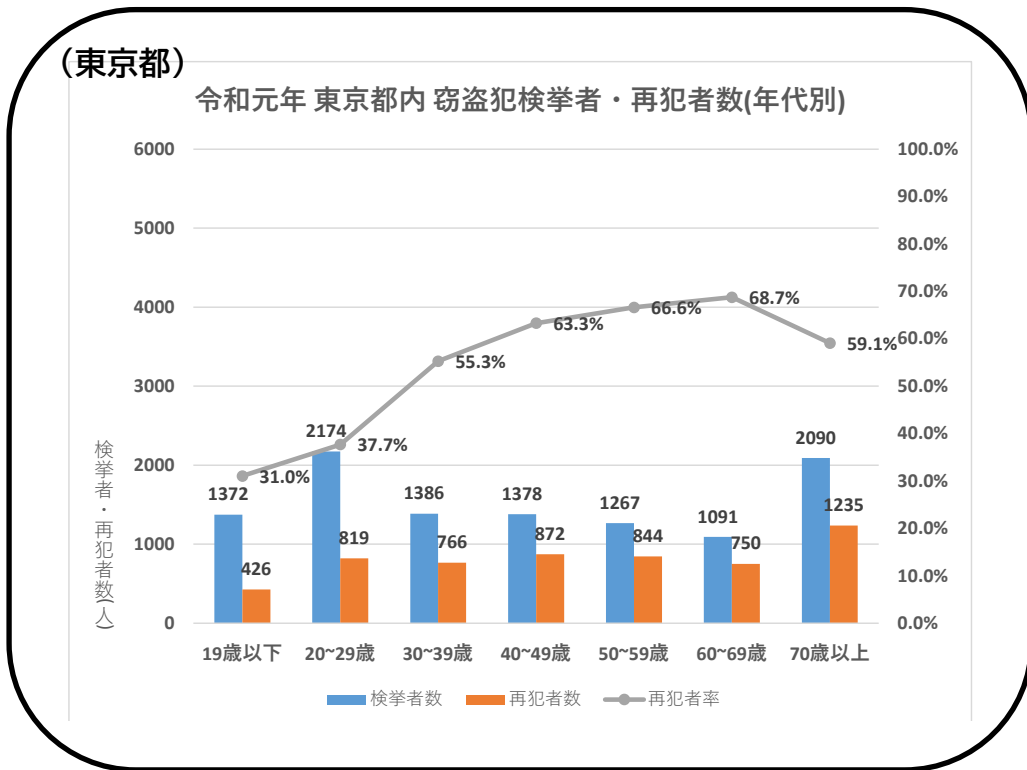
※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○東京都内・八王子市内三警察署の検挙者数・再犯者数は、ともに20歳代が最も多く、再犯者率は年代が進むにつれ増加する傾向があり、高齢者ではやや減少する。

○八王子市内三警察署では、検挙者数・再犯者数ともに19歳以下の少年の占める割合が東京都内に比べて高い。

【統計データ 警視庁】

年代別(窃盗犯)



※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○東京都内・八王子市内三警察署ともに、窃盗犯の検挙者数は70歳以上が20歳代に肩を並べ、再犯者数では最も多い。

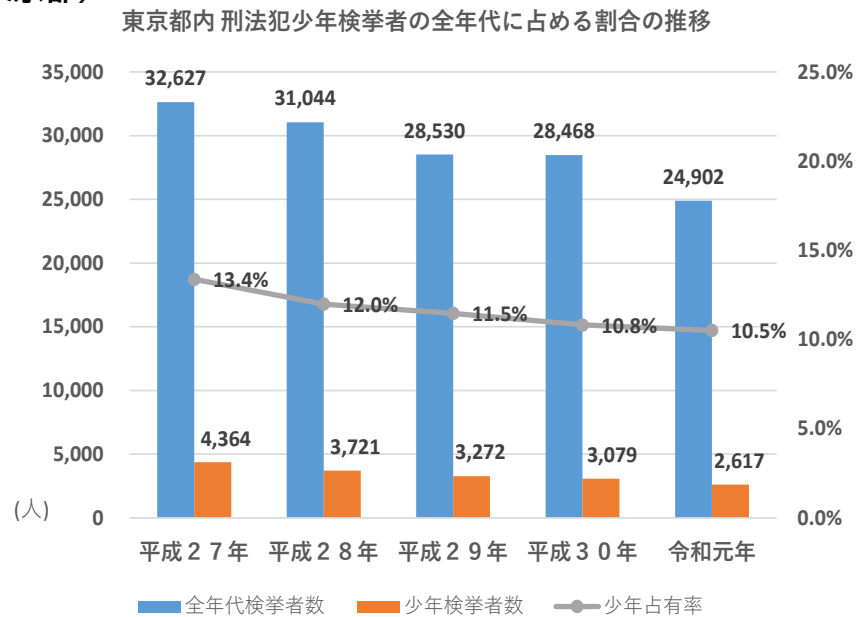
○東京都内・八王子市内三警察署ともに、70歳以上の全刑法犯再犯者(P13 参照)のうち窃盗犯再犯者が約75%強を占めている。

○八王子市内三警察署の検挙者数では、19歳以下が最も多い。

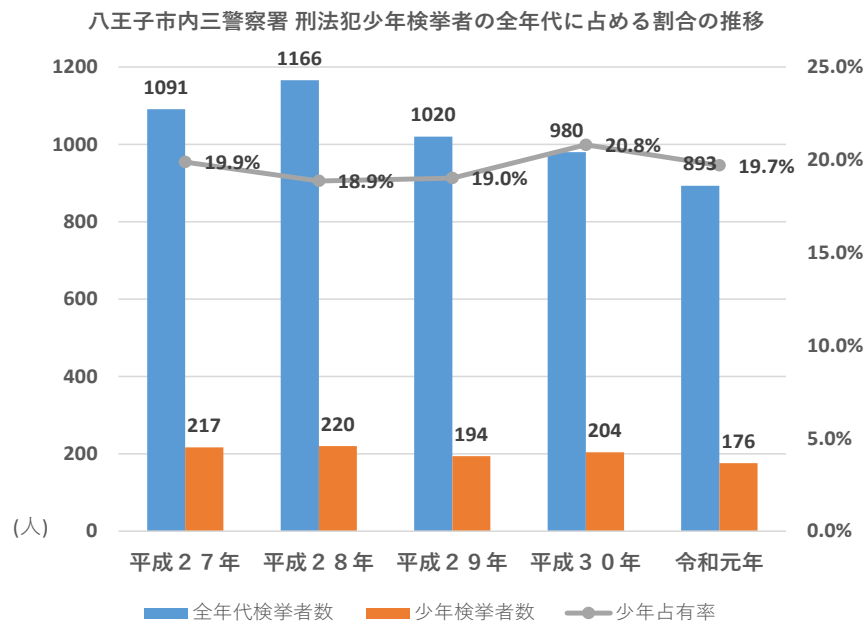
【統計データ 警視庁】

少年の占有率(検挙者数)

(東京都)



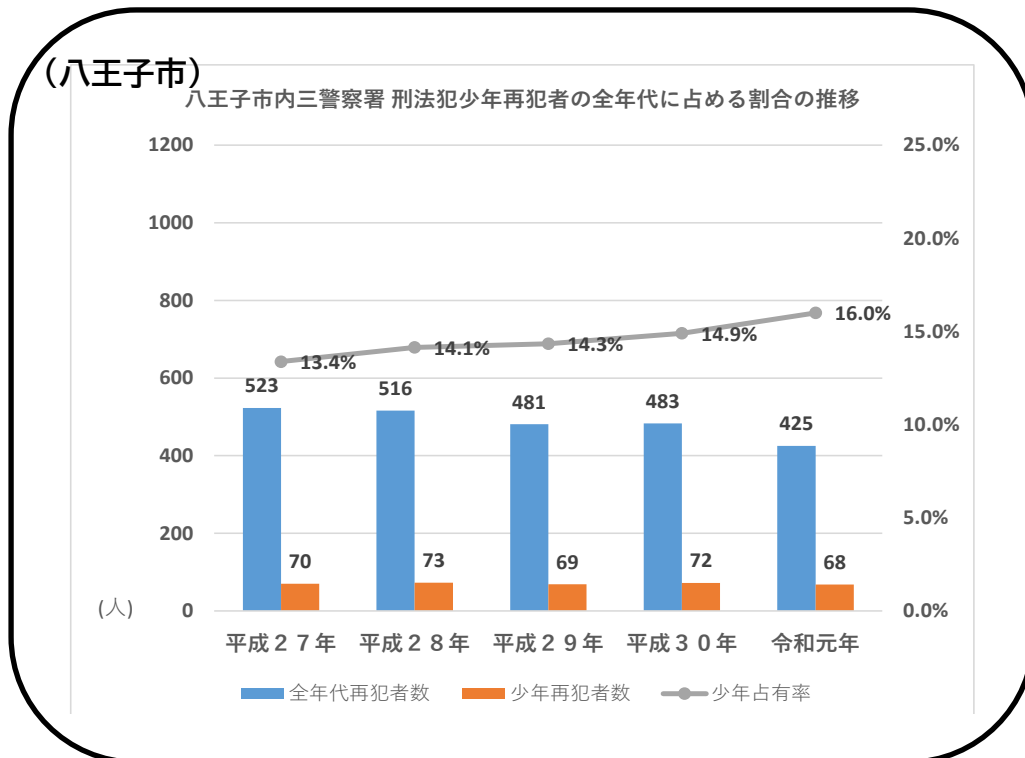
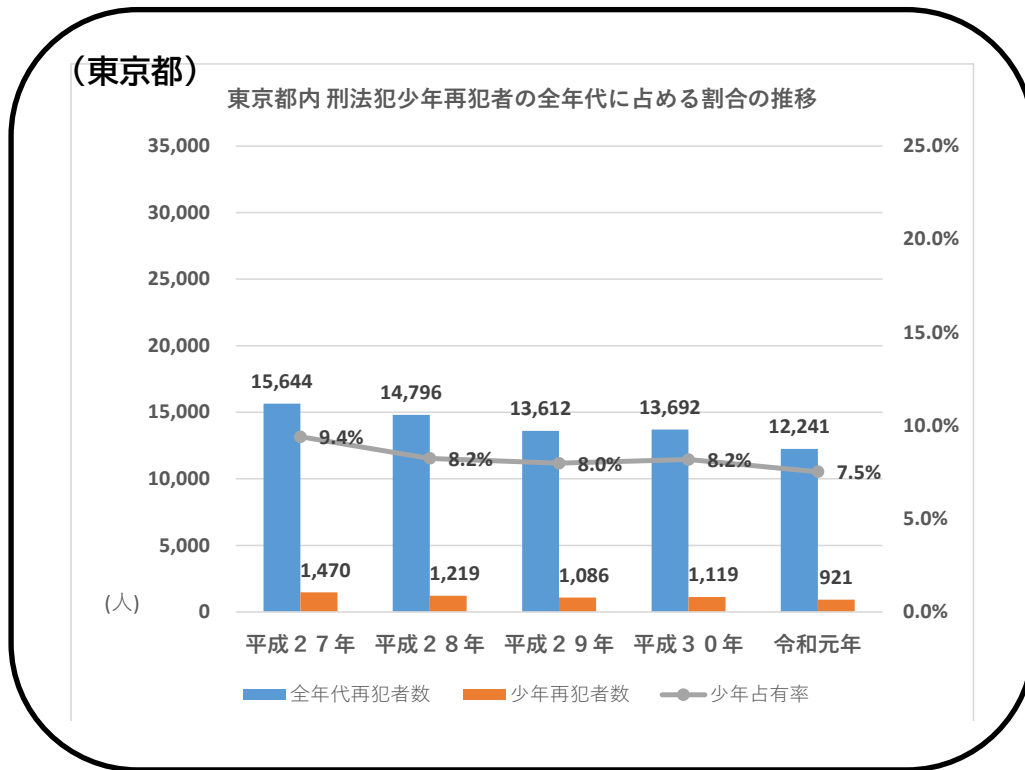
(八王子市)



※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○東京都内では、過去5年間の19歳以下の検挙者数、及び19歳以下の検挙者数の全年代の検挙者数に占める割合は、いずれも減少している。八王子市内三警察署では、19歳以下の検挙者数は減少傾向にあるものの、19歳以下の検挙者数の全年代の検挙者数に占める割合は東京都に比べ高く、経年比較ではほぼ横ばいとなっている。【統計データ 警視庁】

少年の占有率(再犯者数)



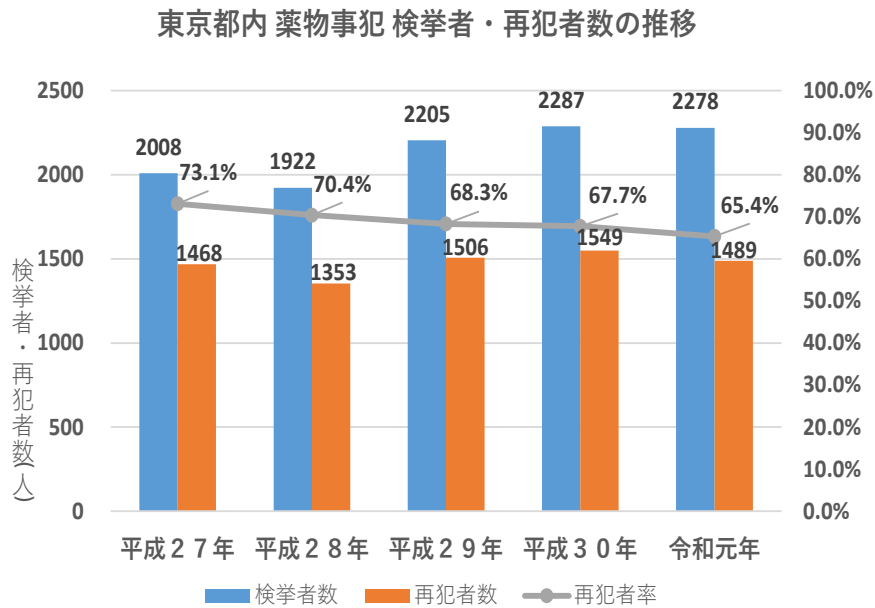
※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○東京都内では、過去5年間の19歳以下の再犯者数、及び19歳以下の再犯者数の全年代の再犯者数に占める割合は、いずれも減少している。八王子市内三警察署では、19歳以下の再犯者数は横ばいで、19歳以下の再犯者数の全年代の再犯者数に占める割合は微増している。

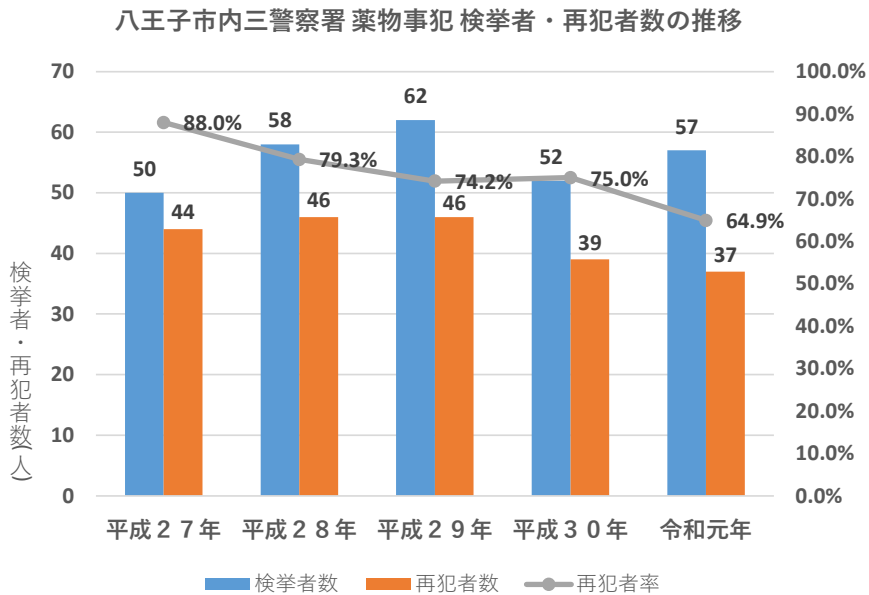
【統計データ 警視庁】

薬物事犯

(東京都)



(八王子市)



※八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

○過去5年間の薬物事犯検挙者数・再犯者数は、東京都内では増加傾向、八王子市内三警察署では、検挙者数はほぼ横ばい、再犯者数は減少傾向にある。

○再犯者率は、東京都内・八王子市内三警察署ともに年々減少傾向にあるものの、令和元年(2019年)の再犯者率は約65%で依然として高い水準にあり、東京都内では、検挙者数・再犯者数ともに増加している。

【統計データ 警視庁】

3 国・東京都の動き

(1)国の取組

○再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)の施行

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

本法律は、このような現状を踏まえ、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

また、本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されているほか、本法第22条第1項において、国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする規定されています。

(法務省ホームページより)

○再犯防止推進計画の策定

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。

- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

(2)東京都の取組

○東京都再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、東京都における取組について策定しました。国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

【6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の整備等

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介①

八王子地区保護司会

八王子地区保護司会における再犯防止の取組

八王子地区保護司会は、「社会を明るくする運動」を毎年実施し、犯罪や非行のない安全で安心な明るく住みやすい地域社会を築くために取り組んでいます。毎年7月1日には、市内の9駅12ヶ所で駅頭一斉活動を行い、JR八王子駅北口では、保護司でもある石森市長が先頭に立ち、各人が積極的に啓発活動を展開しています。海の日には、八王子市芸術文化会館(いちょうホール)で作文コンテストの表彰式並びに作文発表会、音楽の集い等を盛大に開催し、市内の児童・生徒の生き生きとした活動の発表の場として、自己肯定感の育成の一翼を担っています。

また、八王子いちょう祭りでは、青少年若者課と共に犯罪・非行に巻き込まれないように青少年健全育成キャンペーンを実施するとともに、保健所とも薬物乱用防止キャンペーンを展開し、周知啓発活動に取り組んでいます。

さらに、社会貢献活動の一環として「とうきょう元気農場」で自然に親しみながら、野菜を育苗・収穫し、地産地消の大切さを学びつつ、農業体験活動を通じ命の大切さを体感しています。また社会参加活動の一環として、市内公立中学校の校舎内・校庭及び河川緑道の清掃活動を行い、住みよい地域社会の実現に向けた環境整備に努めています。加えて、八王子BBS会と共同で凧作り・凧あげを小・中学校で行っています。親子で凧を作る楽しさや、物を作り上げた喜びを体験し、自己肯定感を感じられる取組を行っています。

その他様々な再犯防止の取組を行っています。

さらにより一層、関係機関や諸団体等と連携をしながら再犯防止を推進してまいります。



第3章

施策の展開

第3章 施策の展開

1 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために

犯罪や非行をした者が、立ち直り、自立した生活を送るため、就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉的支援などを行うことで、再犯を防ぎます。

(1) 就労・住居の確保

【現状】

- ・国のデータによれば、刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて、約3倍と高い。
- ・社会人としてのマナーや、対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないなど、職場での人間関係を十分に構築できないことにより、一旦就職しても離職してしまう場合がある。
- ・罪種別の再犯者数では、東京都内・八王子市内三警察署ともに、窃盗犯が全刑法犯再犯者の約半数を占め、最も多い。
また、再犯者のほうが、初犯者と比べて、無職である割合が約10%高く、財産犯(窃盗犯・知能犯)では、再犯者が無職である割合が約6割を占め、他の罪種と比べて多い。
- ・協力雇用主となりながらも、実際に犯罪や非行をした者の雇用に結びつく企業等が少ない。
- ・国のデータによれば、刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が、帰住先の確保されている者と比較して、短くなっていることが明らかとなっている。
- ・更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存者・その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大している。
- ・更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は、地域に生活基盤を確保する必要がある。身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在する。

【課題】

矯正施設や更生保護施設を出た後に、就労先や帰住先がないことが再犯リスクを高める要因となっているため、犯罪をした者等が、社会で自立した生活を送るには、就労・住居の確保に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

1 就労の確保等

犯罪をした者等にも利用可能な既存の各種施策・制度を活用し、地域の関係機関・民間団体・民間協力者との連携による支援を受けられるようにするとともに、犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上に向けた施策を検討するなど、就労の確保に向けた施策を実施します。

○生活困窮者自立支援制度により、就職したいが就労に結びつかない者を対象とした「キャリア相談」・「ジョブトレーニング」・「求人開拓」等の支援を通じて、就労に結びつけるとともに、「就労定着支援」を行います。

（生活自立支援課）

○就労の意思はあるが、就労に結びつかない若者を支援するため、八王子若者サポートステーションにおいて、きめ細やかな個別指導・支援のもと、職場体験等の就労訓練を行います。（青少年若者課）

○障害者の生活の向上及び就労機会の拡大を目指すため、身近な地域において就労・生活の支援を一体的に提供する仕組みを構築し、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。（障害者福祉課）

○高齢者の生きがいづくりを目的とした就労機会を提供する公益社団法人八王子市シルバー人材センターの運営支援・指導等を行うことで、高齢者の社会参加を推進します。（高齢者いきいき課）

○短時間勤務を希望する高齢者や子育て中の人を、市内の介護事業所で介護助手である「介護サポーターHACHIOJI」として雇用します。

（高齢者いきいき課）

○八王子市とハローワーク八王子が共同運営する「しごと情報館」において、専門の就職カウンセラーが、予約制で、就職や職場での人間関係など、仕事に関する悩み事の相談に応じます。（産業政策課）

○国の関係機関や協力雇用主(八王子市更生保護協力事業主会を含む)と連携を図りながら、犯罪をした者等を雇用する企業に対する八王子市の入札における優遇措置など、協力雇用主の開拓及び社会的評価の向上に向けた施策を検討します。(防犯課、契約課、産業政策課)

○犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会などの民間協力者との連携を強化します。(防犯課、関連所管)

○矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、矯正施設との連携を図ります。(防犯課、関連所管)

○更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、市内更生保護施設(自愛会・紫翠苑)との連携を強化します。(防犯課、関連所管)

○八王子市関連所管・国等の関連機関・民間協力者等で構成される支援ネットワークの構築について検討します。(防犯課、関連所管)

2 住居の確保等

犯罪をした者等にも利用可能な既存の各種施策・制度を活用して支援を実施します。

また、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、制度の周知を図るとともに地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して取り組んでいくなど、住居の確保に向けた施策を実施します。

○市営住宅において、高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居を促進するため、入居者の決定にあたり、抽せん方式では当選の確率を高める優遇抽せんを、住宅困窮度を点数化して入居者を決定するポイント方式では加点を、それぞれ実施します(単身者は除く)。(住宅政策課)

○家賃等を低廉化した賃貸人に対し補助を行い、住宅に困窮する子育て世帯の民間賃貸住宅への入居を促進します。(住宅政策課)

○住まい探しに困っている低所得者・高齢者・障害者・子どもを育成する家庭などの入居の相談に応じる不動産店である「居住支援協力店」を活用し、入居を支援します。(住宅政策課)

○住宅に困窮する低所得者で一定の要件を満たす者に対し、低廉な家賃で東京都が賃貸する都営住宅に関して、募集案内の配布等を行います。
(住宅政策課)

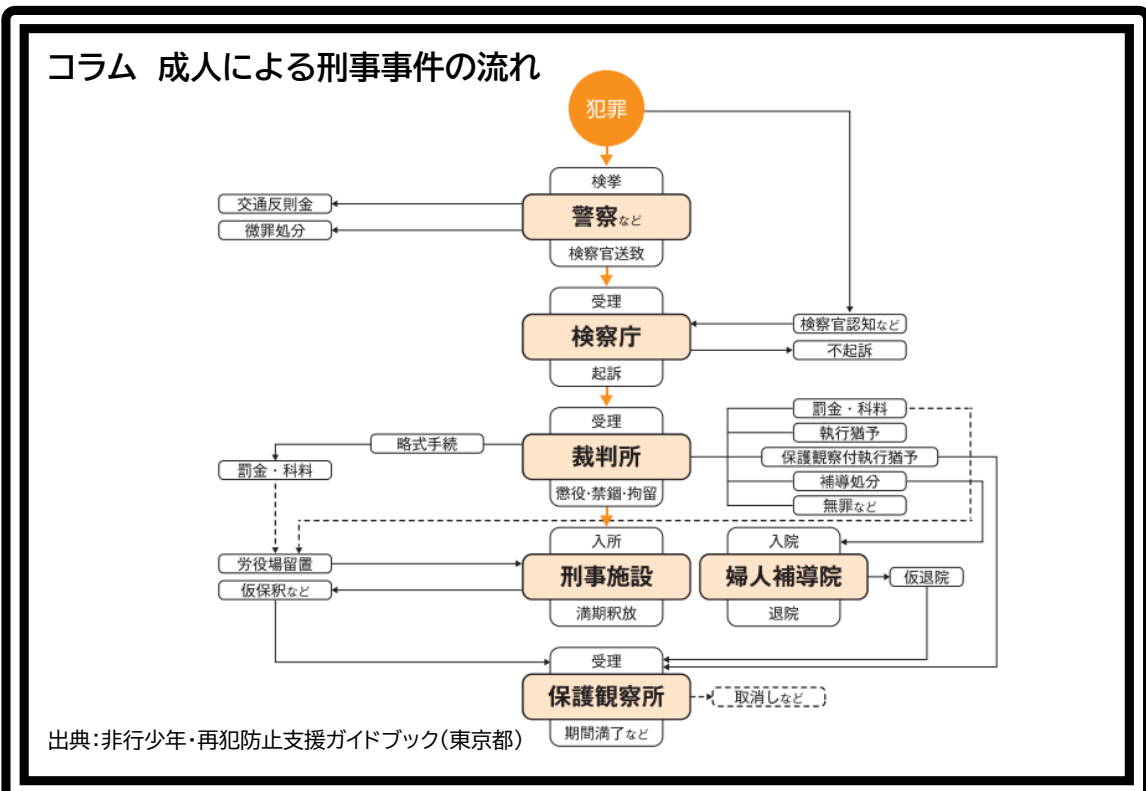
○65歳以上の単身及び二人世帯の高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安定した生活を続けられるように配慮して建築されたシルバーピア(高齢者集合住宅)にワーカー(生活協力員)及びLSA(生活援助員)を居住させ、入居者が安心して暮らしていけるように日常生活の援助を行います。また、夜間等警備及び緊急通報システム保守を行います。(高齢者いきいき課)

○犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けられるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会などの民間協力者との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種行政サービスを受けられるよう、矯正施設との連携を図ります。
(防犯課、関連所管)(再掲)

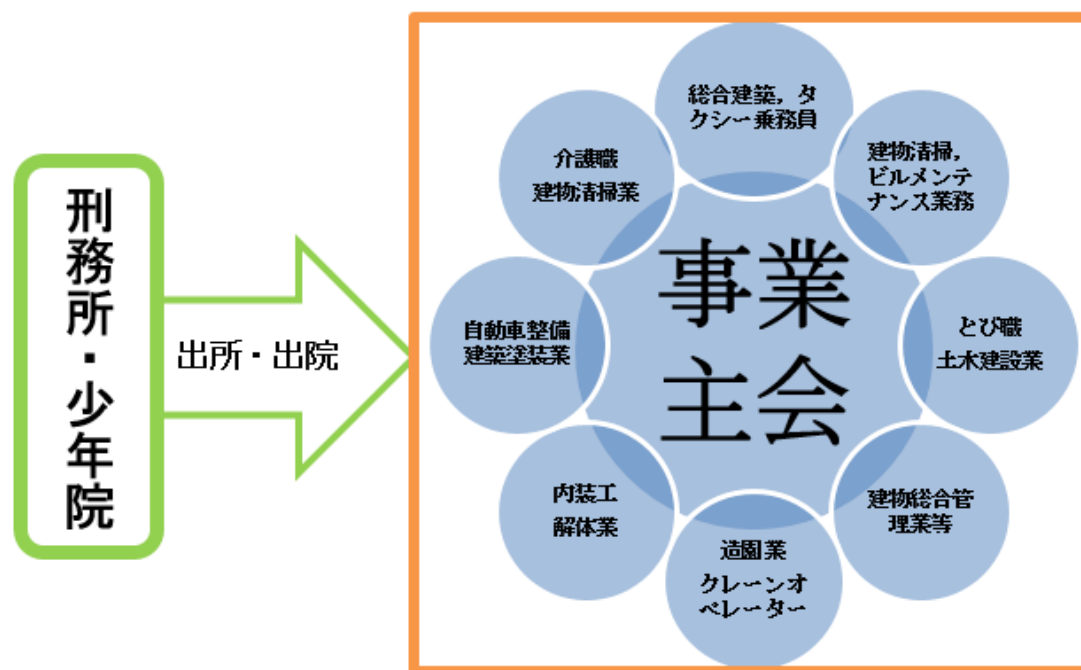
○更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けられるよう、市内更生保護施設(自愛会・紫翠苑)との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○八王子市関連所管・国等の関連機関・民間協力者等で構成される支援ネットワークの構築について検討します。(防犯課、関連所管)(再掲)



コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介②

八王子市更生保護協力事業主会



八王子市は緑と人情味にあふれた街です。

この街には、犯罪や非行をした人達のことを心配する方が大勢います。その方々を中心に、更生保護の応援団として市内の企業等が集まり、ボランティア活動の一環として、「八王子市更生保護協力事業主会」という支援事業を立ち上げました。

犯罪や非行をしてしまった人、または、この様なことで就労など生活に困っている人の支援をしておりますので、お気軽に下記の「事業主会」に電話して下さい。ひとりで苦しみ・悩まないで一緒に考えましょう。今一度、人生をリセットして仕事と生活を安定させ、大事な人生を楽しく市民生活を送りましょう。

就労については、上記の職種等を事業主が用意しております。その他、就労以外の様々なお悩みなどについても相談に応じております。

まずは、ご連絡して下さい。

八王子市更生保護協力事業主会

住所 八王子市東町5-6 クリエイトホールB1F

八王子地区保護司会内

☎042-657-4928

(2)保健医療・福祉的支援の促進

【現状】

・国のデータによれば、高齢者(65歳以上の者)が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。

また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

・東京都内・八王子市内三警察署ともに、70歳以上の全刑法犯再犯者のうち、窃盗犯再犯者の占める割合は、約75%強に及んでいる。

また、窃盗犯再犯者は、他罪種と比べ、著しく女性の割合が多くなっており、犯罪白書によれば、高齢女性が犯行に至った背景事情として、「近親者の病気・死去」、「家族と疎遠・身寄りなし」に該当する者の比率が高くなっている。

・福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握と、それを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が十分でないことなどの状況にある。

・国のデータによれば、覚せい剤取締法違反による検挙者数は平成30年(2018年)までは毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。

・薬物事犯の再犯者率は東京都内・八王子市内三警察署ともに年々減少傾向にあるものの、令和元年(2019年)の再犯者率は約65%で依然として高い水準にあり、東京都内では、検挙者数・再犯者数ともに増加していることから、予断を許さない。

【課題】

犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者・薬物依存者が、適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるような仕組みづくりが必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者・薬物依存者が、適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して立ち直りに必要な支援を行います。

また、高齢者の再犯について、高齢者が地域で豊かな心を持ち暮らしていけるよう、活動の場を提供します。薬物事犯については、未然防止のため、小中学校などで薬物に関する正しい知識を習得できる機会を作ります。

<高齢者>

○高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)において、高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えます。(高齢者福祉課)

○八王子市高齢者活動コーディネートセンター(八王子センター元気)において、特技・技術を持つ人やボランティア活動に興味のある人に登録してもらい、活動の場を提供していきます。(高齢者いきいき課)

○高齢者が地域で気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、高齢者サロンの活動を支援します。(高齢者いきいき課)

<障害者>

○障害のある人が、障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画(サービス等利用計画・障害児支援利用計画)を作成します。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況を確認(モニタリング)し、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。(障害者福祉課)

○身体障害者相談員が身体障害者の更生援護に関する相談・指導・助言を行います。

また、知的障害者相談員が知的障害者の家庭における養育や生活等に関する相談・指導・助言を行います。(障害者福祉課)

○保健師や専門医による、こころの健康相談を実施します。(保健対策課)

<生活困窮者>

○生活困窮者自立支援制度により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者への早期支援を包括的・継続的に行い、その生活の自立を図ります。(生活自立支援課)

○生活保護制度により、最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。
(生活福祉地区第一課、生活福祉地区第二課)

<薬物依存者>

○保健師や専門医による、こころの健康相談を実施します。
(保健対策課)(再掲)

○東京保護観察所立川支部や八王子ダルクと連携して、薬物依存症に関する正しい理解や知識が持てるよう、市職員に対して研修を実施します。
(防犯課、保健対策課)

○薬物依存症から回復するために、当事者やその家族が適切な治療や支援を受けることができるよう、多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の広報・周知に努めます。(防犯課、保健対策課)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への薬物乱用予防に関する授業を行います。(教育指導課)

○薬物乱用防止推進サポーターが、小中学校への啓発や、各種イベントでの啓発活動を行います。(生活衛生課)

<全般>

○犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会などの民間協力者との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、矯正施設との連携を図ります。
(防犯課、関連所管)(再掲)

○更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、市内更生保護施設(自愛会・紫翠苑)との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○八王子市関連所管・国等の関連機関・民間協力者等で構成される支援ネットワークの構築について検討します。
(防犯課、関連所管)(再掲)

(3)非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組

【現状】

・国のデータによれば、高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない。

・国のデータによれば、非行等に至る過程、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にある。

・東京都内では、過去5年間の19歳以下の検挙者数、及び19歳以下の検挙者数の全年代の検挙者数に占める割合は、いずれも減少している。八王子市内三警察署でも、19歳以下の検挙者数は減少傾向にあるものの、19歳以下の検挙者数の全年代の検挙者数に占める割合は、東京都に比べ高く、経年比較では、ほぼ横ばいとなっている。

【課題】

学校や地域における、非行の未然防止に向けたさらなる取組が求められます。
また、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための相談を充実させるとともに、非行を未然に防止するための取組を行います。

○総合教育相談室において、児童・生徒や青少年の様々な悩みについて相談を受け付け、相談の内容や年齢に応じ、総合教育相談室内の各担当がきめ細かく相談にあたります。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介します。(教育指導課)

○八王子市若者総合相談センターにおいて、進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一步を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供していきます。
(青少年若者課)

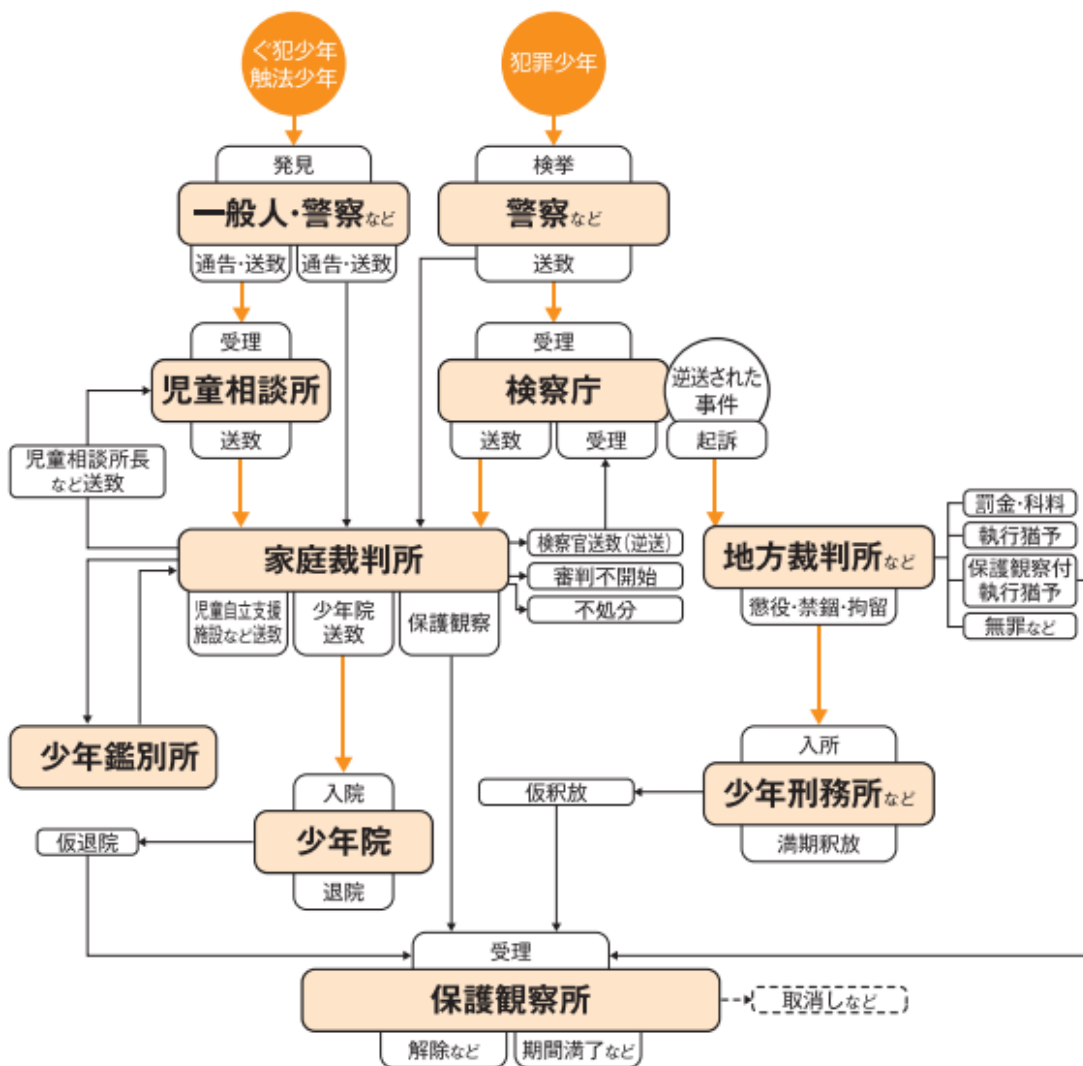
○家庭において保護者が子どもに基本的な生活習慣や、社会的マナー等を身に付けさせるほか、保護者に対して支援することで、家庭での道徳教育を促し、非行の未然防止を図るなど家庭における教育力の向上を目指します。
(生涯学習政策課)

○八王子市青少年問題協議会において、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策について協議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図ります。(青少年若者課)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。(教育指導課)

○八王子BBS会と連携して、非行防止活動に取り組みます。
(防犯課、青少年若者課)

コラム 少年非行に関する手続の流れ



出典：非行少年・再犯防止支援ガイドブック(東京都)

(4) 民間協力者等の活動の促進

【現状】

・国における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアのほか、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられている。

・保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっている。

・刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分とはいえない。

・更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

【課題】

再犯の防止等に関する施策の実施は、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきています。民間協力者等の活動促進のための支援や協力体制の構築が必要です。

【具体的な取組】

○八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・八王子BBS会などの更生保護ボランティアの人材確保を支援します。(防犯課、青少年若者課)

○八王子市ホームページに再犯防止に関するページを設け、八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・八王子BBS会など、更生保護に関わる民間協力者等について広く理解を得るために、活動紹介などを行います。(防犯課)

○法務省主唱の全国運動である「社会を明るくする運動」に関する活動を支援します。毎年7月の強化月間を中心に広報活動を実施し、市民に積極的な協力を呼びかけます。(防犯課)

○南多摩保護観察協会に負担金を交付し、八王子保護区内における保護司活動を支援します。(更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・BBS会の活動支援を含む。)

(防犯課)

○八王子地区保護司会が更生保護活動を円滑に行えるよう、更生保護サポートセンターの場所及び面接を行う場所の確保に協力します。

(防犯課)

○犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会などの民間協力者との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、市内更生保護施設(自愛会・紫翠苑)との連携を強化します。(防犯課、関連所管)(再掲)

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介③

自愛会(更生保護施設)

更生保護施設自愛会の活動

更生保護施設は、在会者に対して更生意欲を喚起し、社会で自立し普通の生活を送れるよう保護し、支援する施設です。しかし、在会期間は限られていますので、退会後の生活安定に向け、次のような取り組みをしています。

・矯正施設在所中は、出来るだけ面接に出向き、顔を見て、更生への動機づけを行い、年賀状・暑中見舞いを送り、手紙のやり取りをして当会帰住に不安がないように交流を図ります。

・当会在会時は、協力雇用主を紹介するなどして就職を支援し、定期的に弁護士による法律相談とカウンセラーが行う心理療法の実施、覚せい剤使用者や飲酒者に対して、ダルクやAA(アルコールクス・アノニマス)などの自助グループの紹介およびスタッフとの面接を行っています。また退会時に、必要があれば協力いただいている不動産屋を介して住居を紹介しています。

・退会後は、来会を促し困りごとの相談に応じたり、必要に応じて住居を訪問するなど関わりを続けています。

2 犯罪の発生を未然に防止するために

市民生活の安全・安心を確保するため、犯罪の未然防止の対策に取り組みます。

さらに、犯罪をした者等が、社会復帰し、社会での生活を持続していくため、また、非行防止や薬物乱用防止の取組を推進するため、子どもが健全に育ち、人間性豊かに成長していくことが、将来にわたる治安基盤づくりとなることを踏まえ、学校における指導等だけでなく、幼少期からの豊かな心の育みの視点を取り入れることとします。

(1)安全で安心なまちづくりへの取組

【現状】

・平成12年(2000年)以降、八王子市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和元年(2019年)には3,469件とピーク時(平成12年)の3割程度まで減少している。

・八王子市内のオレオレ詐欺などの特殊詐欺被害は、令和2年(2020年)には、件数81件、約1億4,500万円の被害が出ている。

【課題】

刑法犯認知件数の減少のため、地域・警察・関係団体と連携して継続した防犯対策が求められます。

また、特殊詐欺被害撲滅に向けた取組の強化が必要です。

【具体的な取組】

市民生活の安全・安心を確保するため、青色回転灯付安全パトロールカー(通称「青パト」)による防犯パトロールや、八王子駅周辺での迷惑行為の規制や、生活安全パトロールを実施するほか、町会・自治会による防犯活動を支援し、地域防犯力の強化を図ります。

また、高齢者を狙った特殊詐欺対策として、自動通話録音機の無償貸与や注意喚起を行うなど、地域・八王子市内三警察署・防犯協会・母の会・八王子市が連携して犯罪の抑止に努めます。

○青色回転灯付安全パトロールカーにより、市内全域をパトロールします。
(防犯課)

○JR八王子駅前の飲食店などの客引き行為や、つきまとい行為等を防止するためのパトロールを行います。(防犯課)

○不審者情報や防犯に役立つ情報を、随時メール配信します(要登録)。
(防犯課)

○町会・自治会に対して、防犯カメラの設置経費や維持管理経費を補助します。(協働推進課)

○防犯パトロール活動を、より活発かつ効果的に実施できるよう、町会・自治会向けに防犯リーダー養成講習会を開催し、防犯パトロール要領についての講義と実習を実施します。(防犯課)

○オレオレ詐欺などの特殊詐欺を防止するため、電話をかけてきた相手に対し音声で警告する機器(自動通話録音機)を貸し出します。(防犯課)

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介④

しすいえん 紫翠苑(更生保護施設)

八王子の市街を一望する緑町の小高い丘にある紫翠苑。ここは、非行・犯罪により女子少年院や刑務所などの矯正施設から仮釈放された女性たちが社会復帰に向けて第一歩を踏み出すための施設です。家族や雇い主などの帰住先が無い女性にとって、誰からも何の支援も受けられないことは更生を目指す上で大きなハンデです。

紫翠苑では国からの委託費、保護司からの援助等を主たる財源として、こうした女性たちに当面の食事と住居を提供し、最低限の生活を確保します。しかし、医療費やこれからの生活費はすべて本人持ちであり、自立した生活を自分の力で開始するまでには時間がかかる人が少なくありません。限られた予算の下、可能な指導や支援の方法を常に模索しています。篤志家(とくしか)からお寄せいただく古着やご芳志は大きな支えとなっています。

入所者の再犯防止と更生は、自身の自助努力にかかるだけでなく、様々な場面で自分を受け止めてくれる隣人の存在が重要なカギとなります。紫翠苑では年間を通じて更生保護女性会やボランティアにご協力をいただいで実施する料理教室や季節ごとの交流行事を大切にしています。

犯罪・非行を理由とする偏見はとりわけ大きなものがあり、罪を償ったとしても、社会から疎外されてしまう問題があります。紫翠苑は、更生を目指す女性たちに対して、粘り強く寄り添う指導に、日夜つとめています。

(2)豊かな心を育むための取組

【現状】

・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の生き方を大きく左右するきわめて重要な時期であり、質の高い保育・教育が着目されている。

・インターネットやSNSを介したトラブルや犯罪に巻き込まれる子どもが増えている。

【課題】

乳幼児期からの子どもの健やかな発達を支援していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められます。

また、子どもが自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実践していくため、メディアリテラシー・薬物・飲酒・喫煙に関する正しい知識を習得することが必要です。

さらに、道徳教育により、人間としての持つべき規範意識・公共の精神・自他の生命尊重・自己肯定感など、豊かな心を育成することが求められます。

【具体的な取組】

乳幼児期からの切れ目のない支援を充実させ、体系的な取組を図ることで、豊かな心を育むとともに、学校の道徳の授業や、専門職による特別授業等を通して、人間性豊かに成長していくための支援を行います。

○子どもの成長に関する情報を一つにまとめられる「はちおうじっ子マイファイル」事業の取組の中で、乳幼児期から若者期までの成長を切れ目なくサポートします。

(障害者福祉課、大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター、子どものしあわせ課、子どもの教育・保育推進課、保育幼稚園課、青少年若者課、教育指導課)

○子育て包括支援センターとして位置づけられている3か所の保健福祉センターと6か所の子ども家庭支援センターで連携を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目のない支援(八王子版ネウボラ)を推進します。

(大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター、南大沢保健福祉センター、子ども家庭支援センター、関連所管)

○「特別の教科 道徳」の時間において「考え、議論する」道徳教育の充実を図ります。また、道徳授業地区公開講座により、保護者や地域と連携した道徳教育を推進します。(教育指導課)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への非行防止のための授業や、教員のための非行防止相談を行います。(教育指導課)(再掲)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への薬物乱用予防に関する授業を行います。(教育指導課)(再掲)

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介⑤

八王子地区更生保護女性会

本会は女性保護司と保護司夫人、そして会に賛同した地域女性で組織され、女性の立場から更生保護の充実・強化に寄与し罪を犯してしまった人の更生と青少年の健全育成を図ることを目的として活動を行っています。

他団体とともに法務省の「社会を明るくする運動」や、保護観察対象者との社会参加活動などにも参加しています。更女会単独では、男性更生保護施設に「おふくろの味を」と料理を提供し、女性の施設では一緒に料理作りを行っています。また、年末には会員からの支援品を、今年はコロナ禍のため手作りマスクケースと不織布マスクとともに矯正施設や更生保護施設などに届けました。(写真参照)

全国の更女活動(更生保護女性会の活動)の原点は『ほっとけない』精神です。今後も再犯防止の広報・啓発活動など、できることを行っていきたいと思います。



3 連携体制及び広報・啓発活動の推進

再犯防止に関する施策を進めていくためには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

また、再犯防止に関する活動について、市民に広報・啓発を行います。

(1) 国等の関連機関・団体との連携強化のための取組

【現状】

・国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は、原則として、刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

【課題】

地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえたうえで支援を行うノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどがあるため、再犯防止に関する施策を進めていくには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

【具体的な取組】

○矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、矯正施設との連携を図ります。

(防犯課、関連所管)(再掲)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。(教育指導課)(再掲)

○警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への薬物乱用予防に関する授業を行います。(教育指導課)(再掲)

○市内矯正施設(多摩少年院)が行う啓発事業や、在院者の施設外プログラム等に協力します。(防犯課、青少年若者課)

○八王子市関連所管・国等の関連機関・民間協力者等で構成される支援ネットワークの構築について検討します。(防犯課、関連所管)(再掲)

○子どもや若者、福祉に関連する計画など、八王子市の各行政分野別計画において、「再犯防止」・「更生保護」・「犯罪をした者等」の視点を盛り込むよう、関連所管に働きかけていきます。(防犯課)

○矯正施設所在自治体会議(矯正施設が所在する自治体でネットワークを形成する会議体)において、再犯防止に関する情報交換・調査研究等を行います。(防犯課)

○東京保護観察所立川支部・東京地方検察庁社会復帰支援室分室などの国の関連機関及び東京都の関連機関と連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進します。(防犯課、生活自立支援課、保健対策課、関連所管)

○市内大学等と連携し、学生の再犯防止に関するボランティア活動等への参加を促進します。(防犯課、学園都市文化課)

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介⑥

東京保護観察所立川支部

東京保護観察所立川支部は、八王子市を始めとする多摩地域の更生保護行政を所管しています。

当庁では、八王子市の保護司、更生保護女性会員、BBS会員及び協力雇用主・事業主等の方々と連携して、八王子市の安心・安全を推進するため、保護観察対象者の立ち直りのために指導・支援するとともに、“社会を明るくする運動”八王子市実施委員会(委員長:市長)の一員として、犯罪や非行の防止活動にも力を入れています。

“社会を明るくする運動”では、次代を担う市内の小・中学生を対象とした作文コンテストを実施しています。日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを踏まえて、犯罪や非行のない地域社会づくりなどについて考えたことを作文に書くことによって、本運動への理解を深めてもらうことを目的としており、令和2年(2020年)の第70回“社会を明るくする運動”においては、市内の小・中学生から約100件の応募がありました。また、市内の主要駅前における広報活動等も行っています。

コラム 更生保護に関わる団体・機関の紹介⑦

多摩少年院(矯正施設)

多摩少年院は、大正12年(1923年)に我が国最初の少年院として、市内緑町の恵が岡と呼ばれる山田川沿いの高台の現在地に設置された法務省所管の施設です。関東甲信越・静岡の各家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、再非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行っており、創立以来、約100年にわたり、地域の協力者の方やボランティアの方など多くの方々の御理解と御支援を得て運営されてきました。

在院者一人ひとりの特性に応じた教育計画に基づき、再非行を防止するための各種専門プログラムを実施しているほか、高等学校卒業資格を得るための指導やパソコン学習、小型建設機械運転のための特別教育など、様々な教育活動が行われています。また、約1ヘクタールの農場を利用して、四季折々の野菜の栽培などもしており、収穫期には、敷地内の販売所での即売なども行っています。

薬物非行防止指導や暴力防止指導、SNS指導など、若者の非行防止指導に関する専門知識を有する教官などが在勤しており、八王子市再犯防止推進計画に基づいて、地域の非行防止のための啓発事業や非行防止のための授業などにも取り組んでいきたいと考えています。



(2) 広報・啓発活動の推進

【現状】

・国においては、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯防止について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

・再犯防止に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解を得にくい。

【課題】

再犯防止に関する活動について、市民に広報・啓発を行い、認知してもらう必要があります。

【具体的な取組】

再犯防止や更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、様々な方法により、広報・啓発活動を行っていきます。

○八王子市ホームページに再犯防止に関するページを設け、八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・八王子BBS会など、更生保護に関わる民間協力者等について広く理解を得るために、活動紹介などを行います。

(防犯課)(再掲)

○法務省主唱の全国運動である「社会を明るくする運動」に関する活動を支援します。毎年7月の強化月間を中心に広報活動を実施し、市民に積極的な協力を呼びかけます。

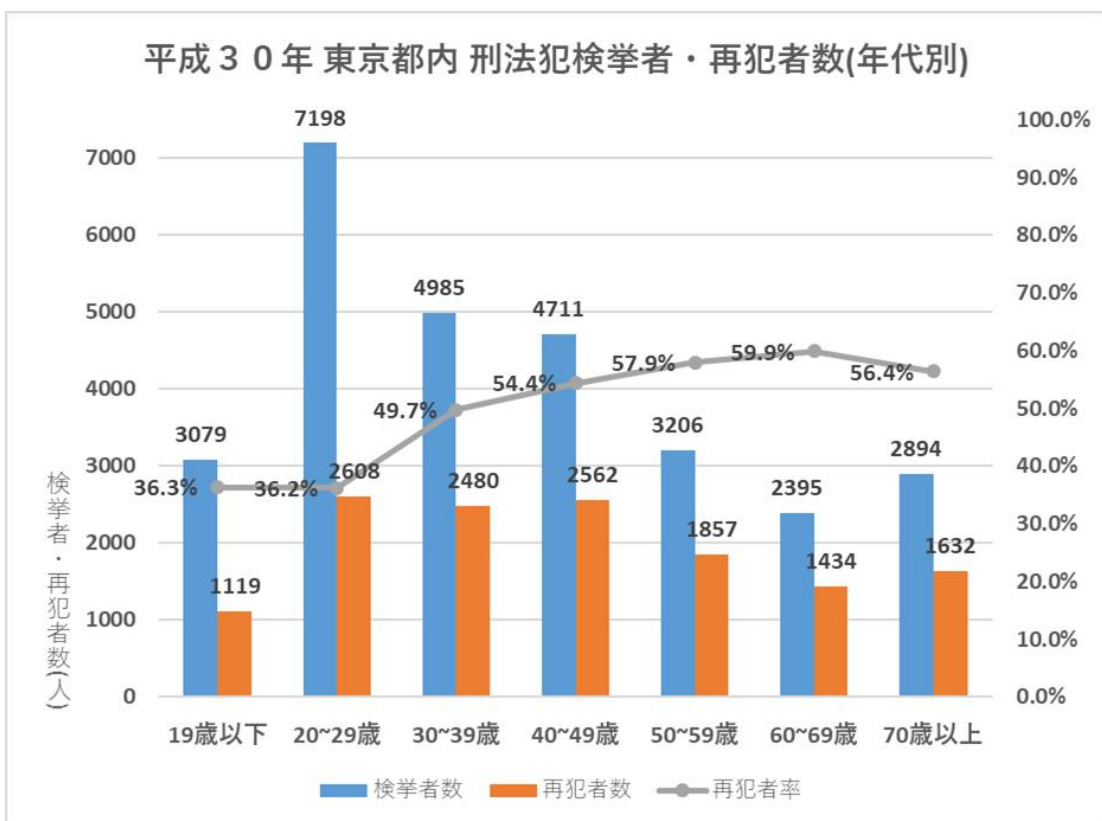
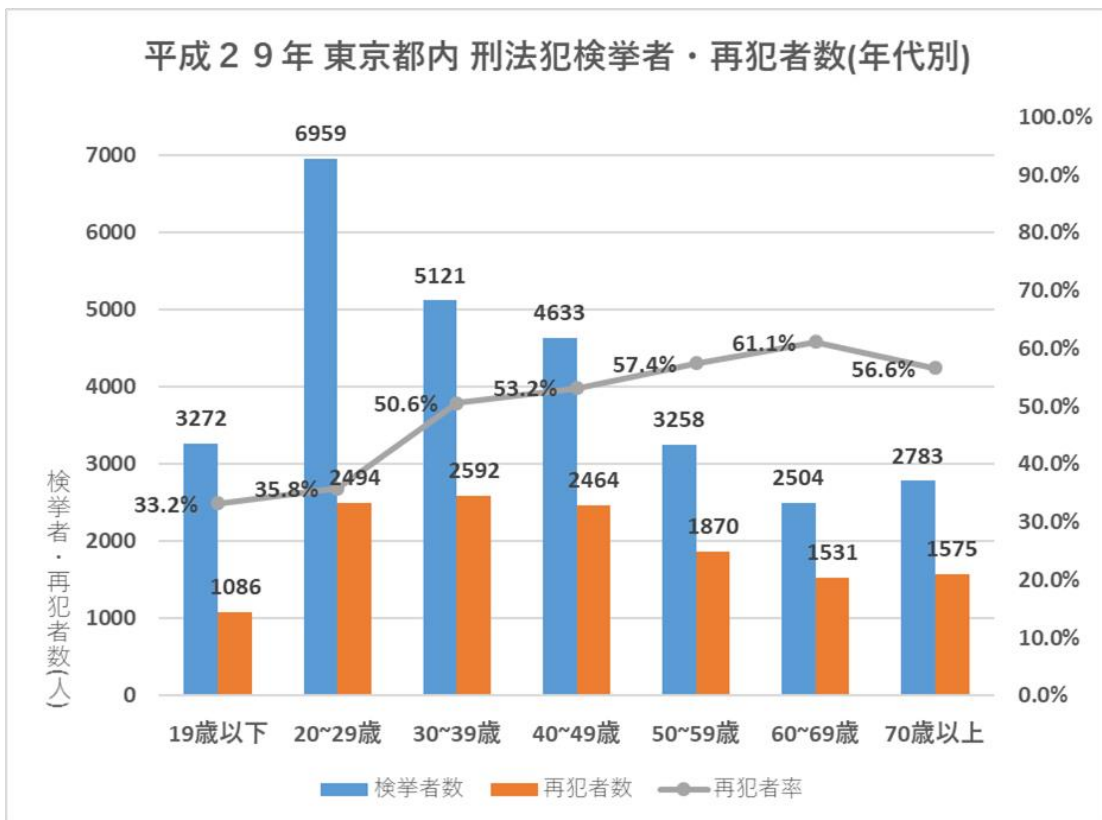
(防犯課)(再掲)

○国又は市内矯正施設(多摩少年院)が行う同施設の理解促進のための啓発活動に協力します。(防犯課・青少年若者課)

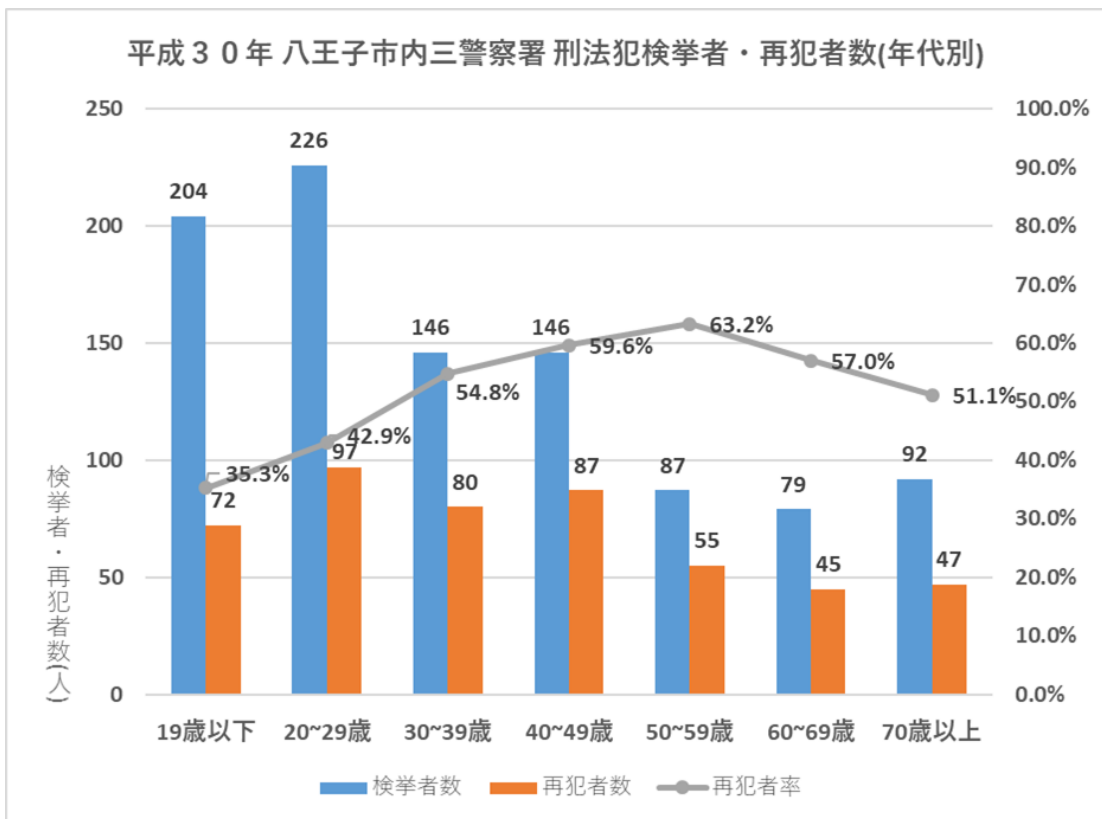
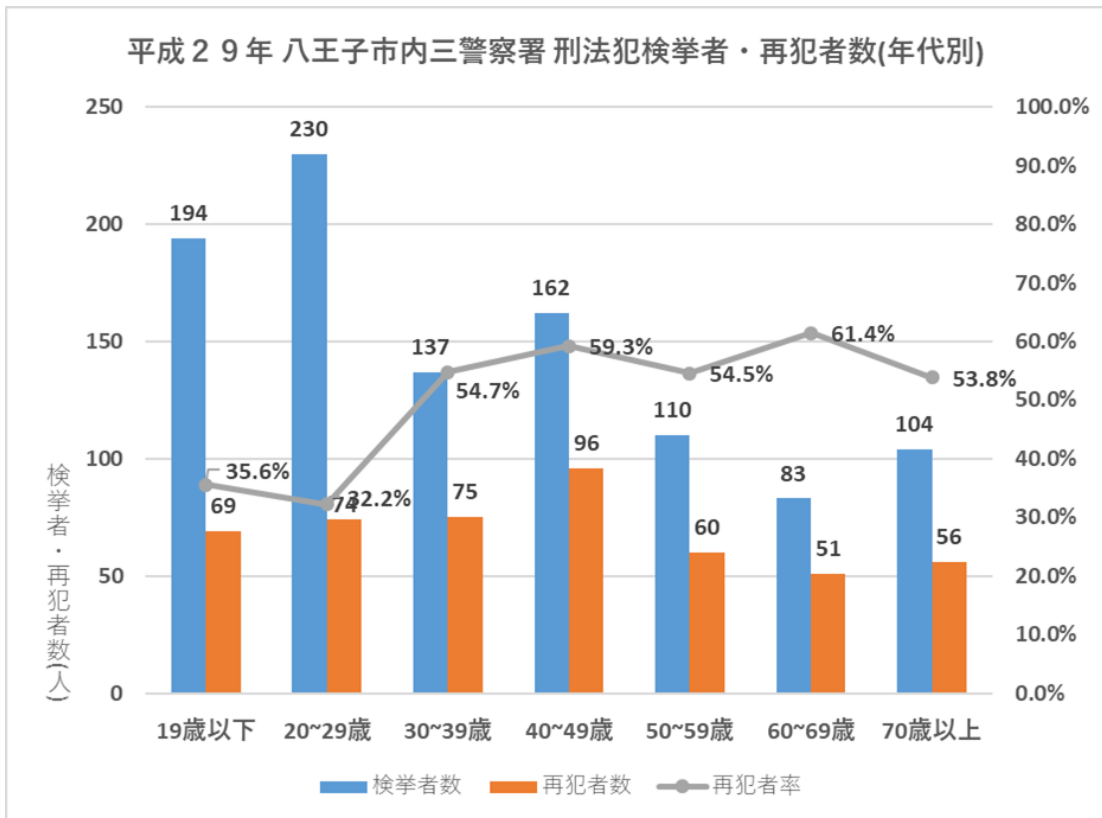
資料編

資料 1 統計資料

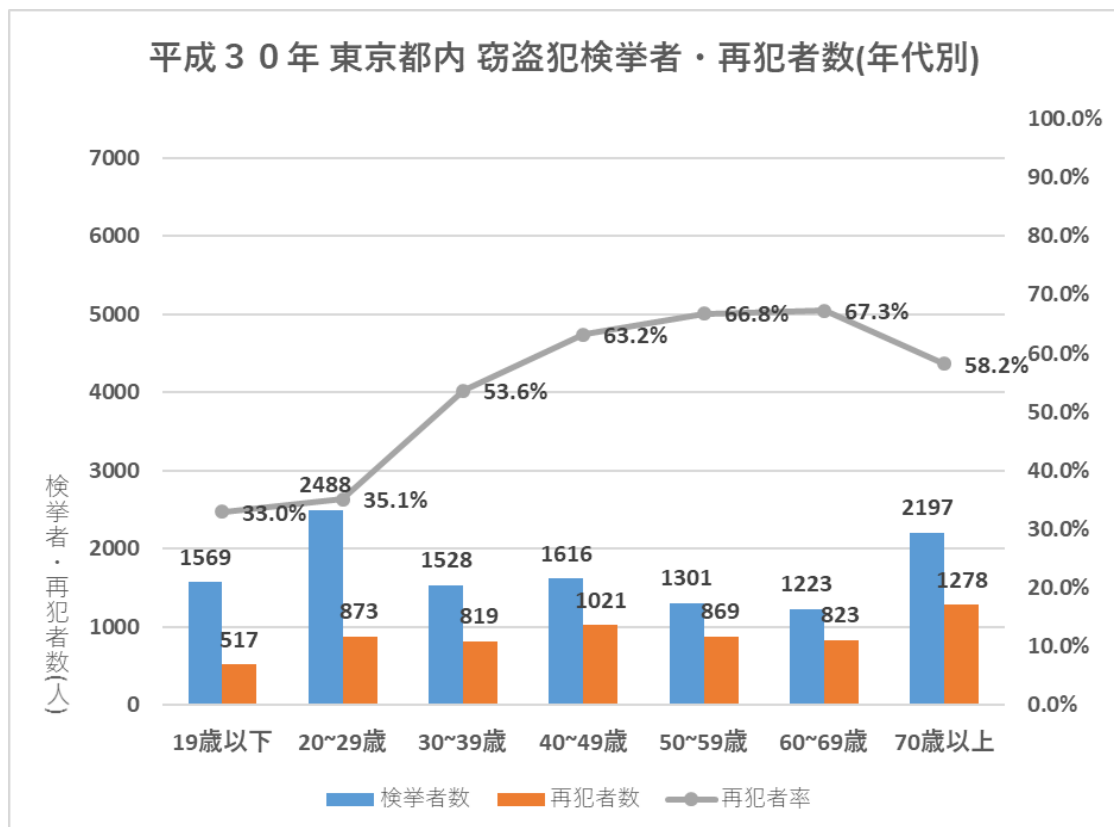
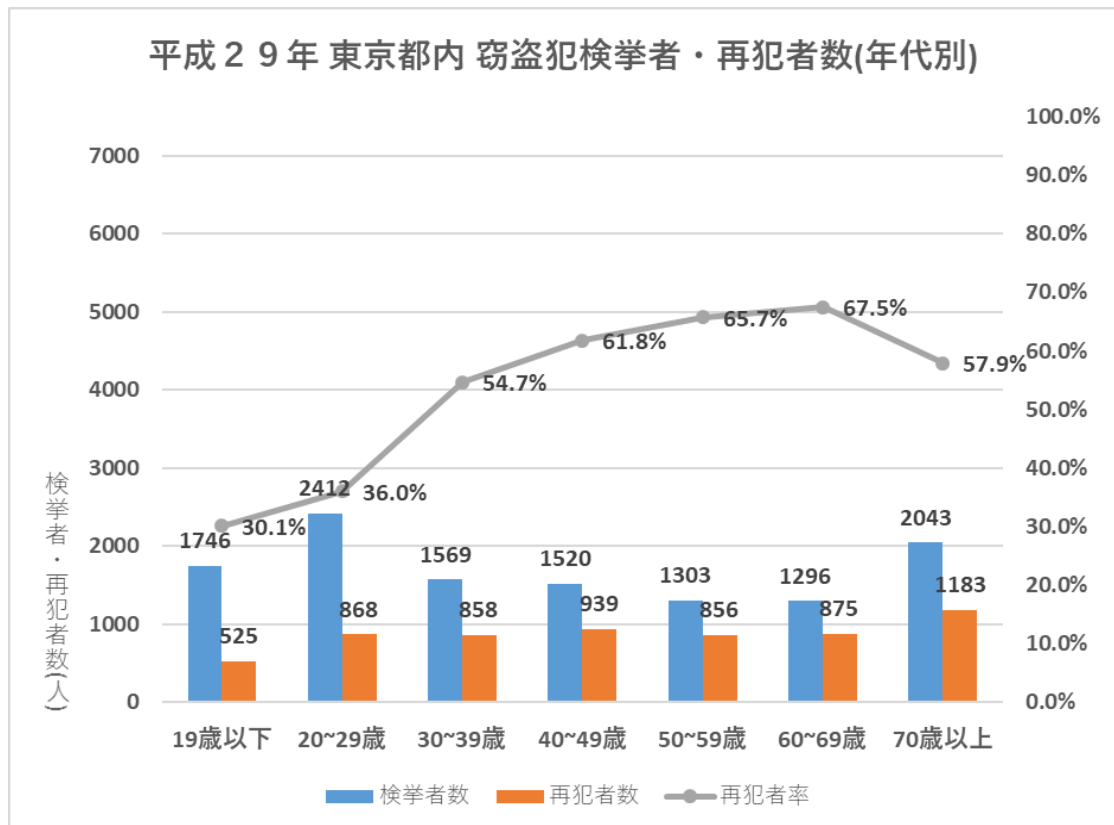
(東京都)



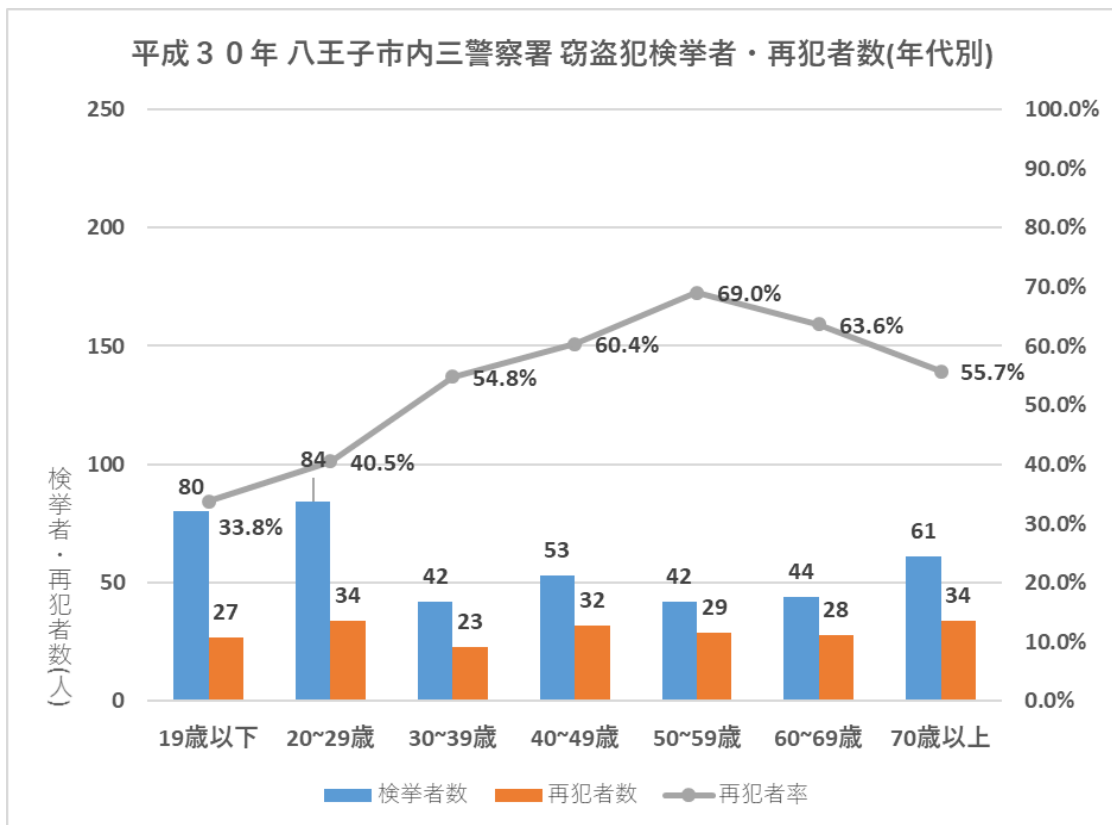
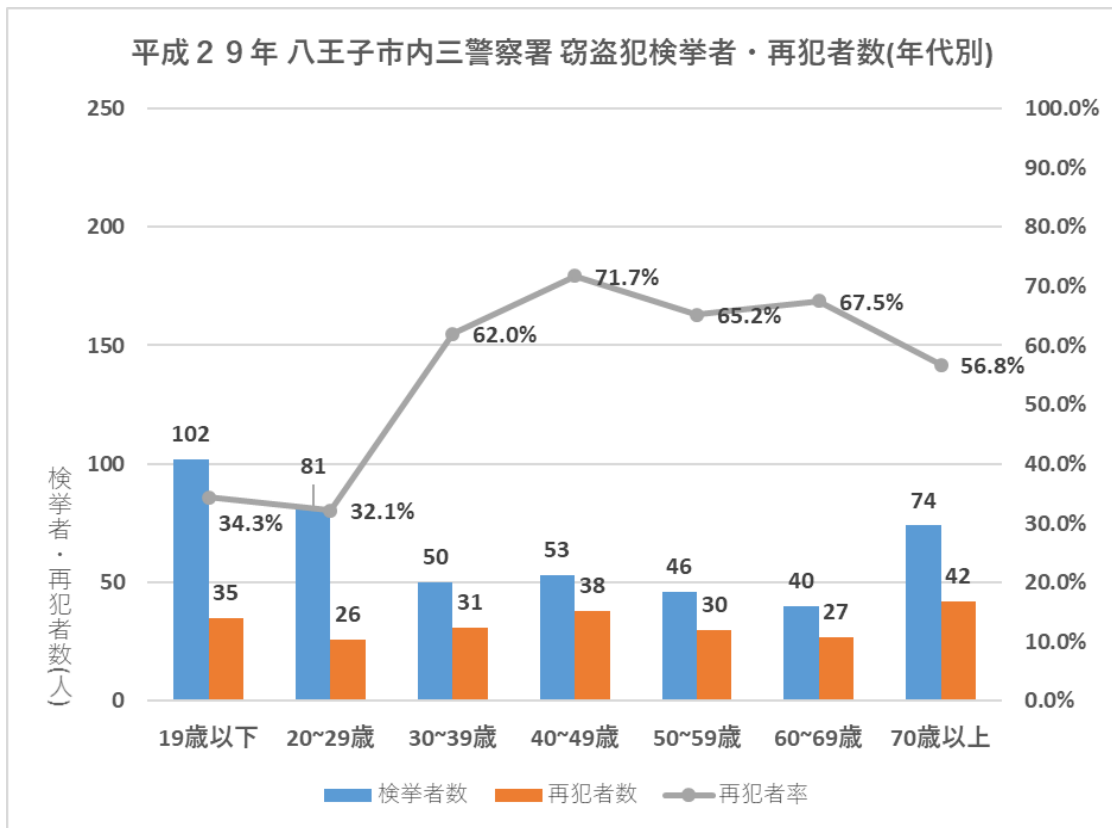
(八王子市)



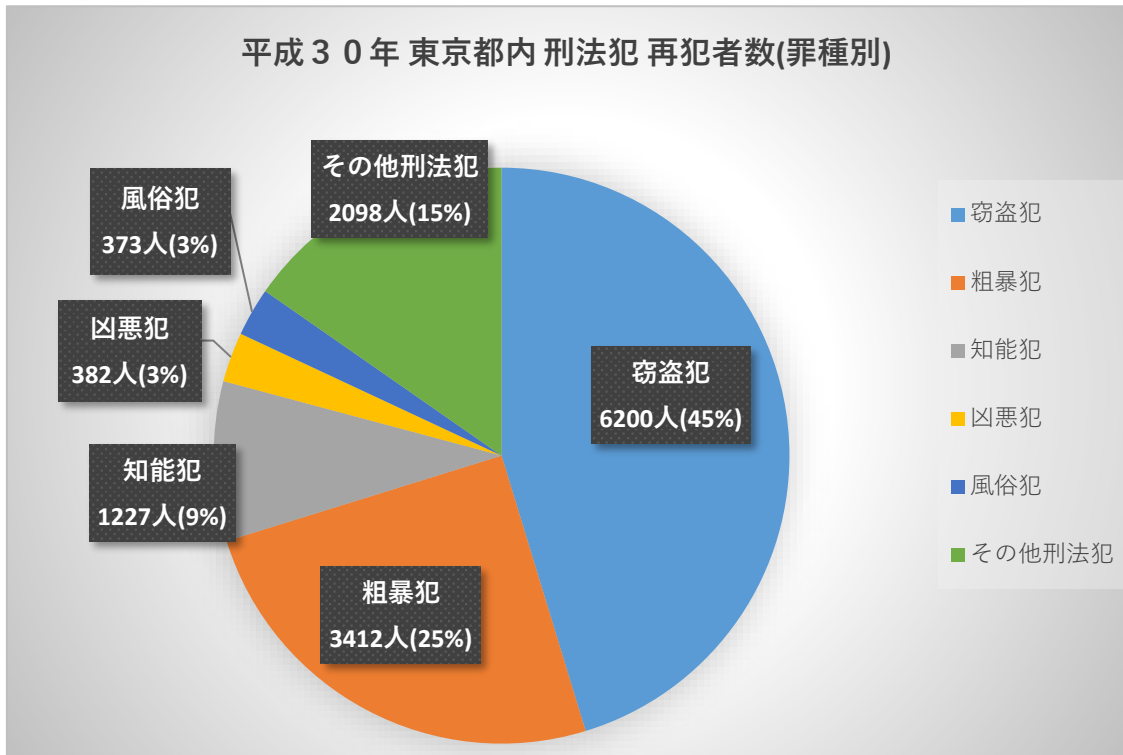
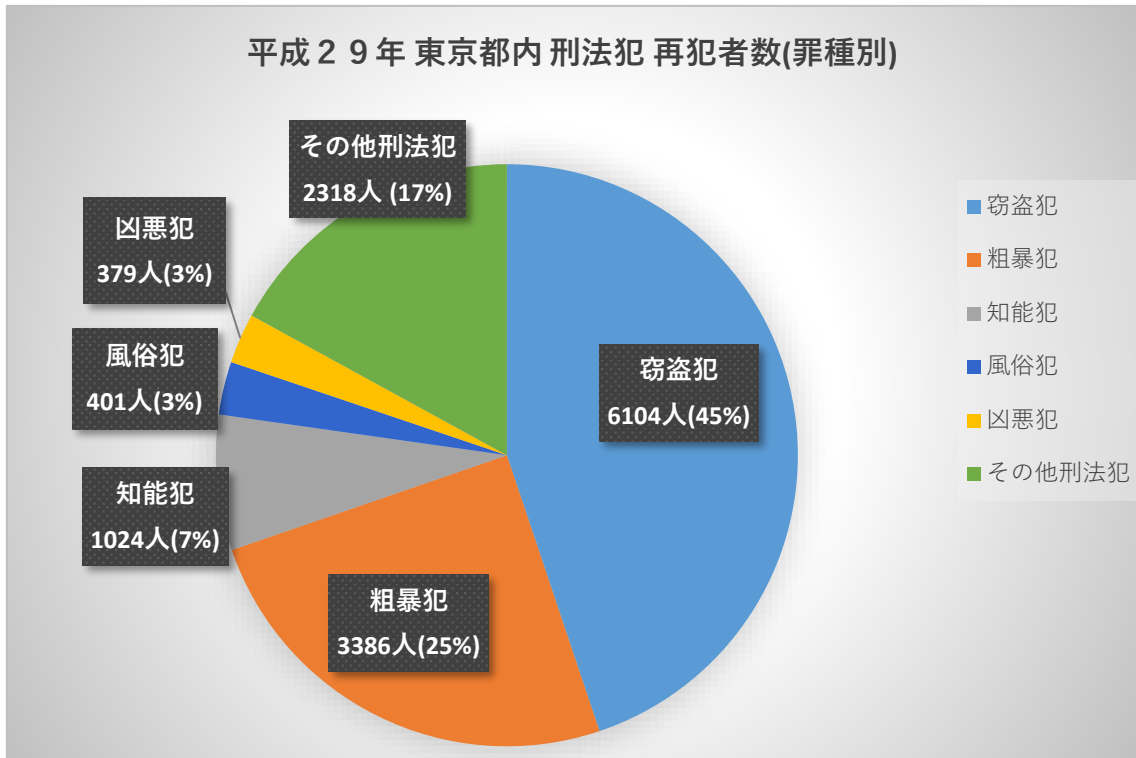
(東京都)



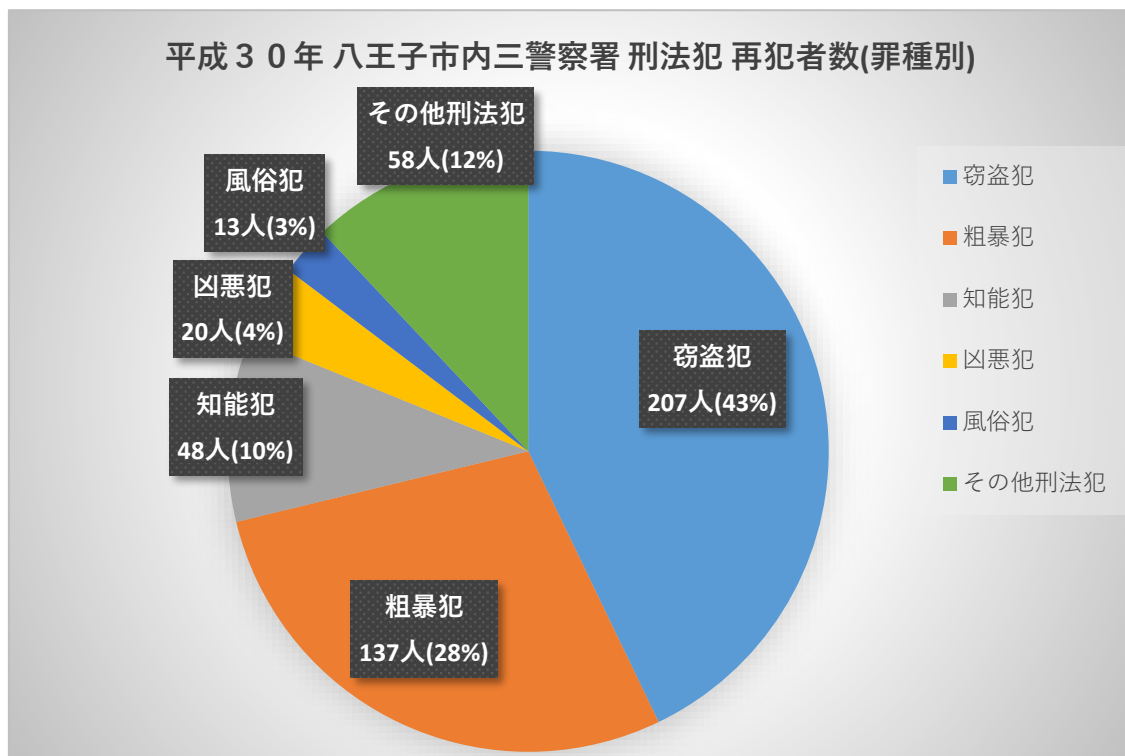
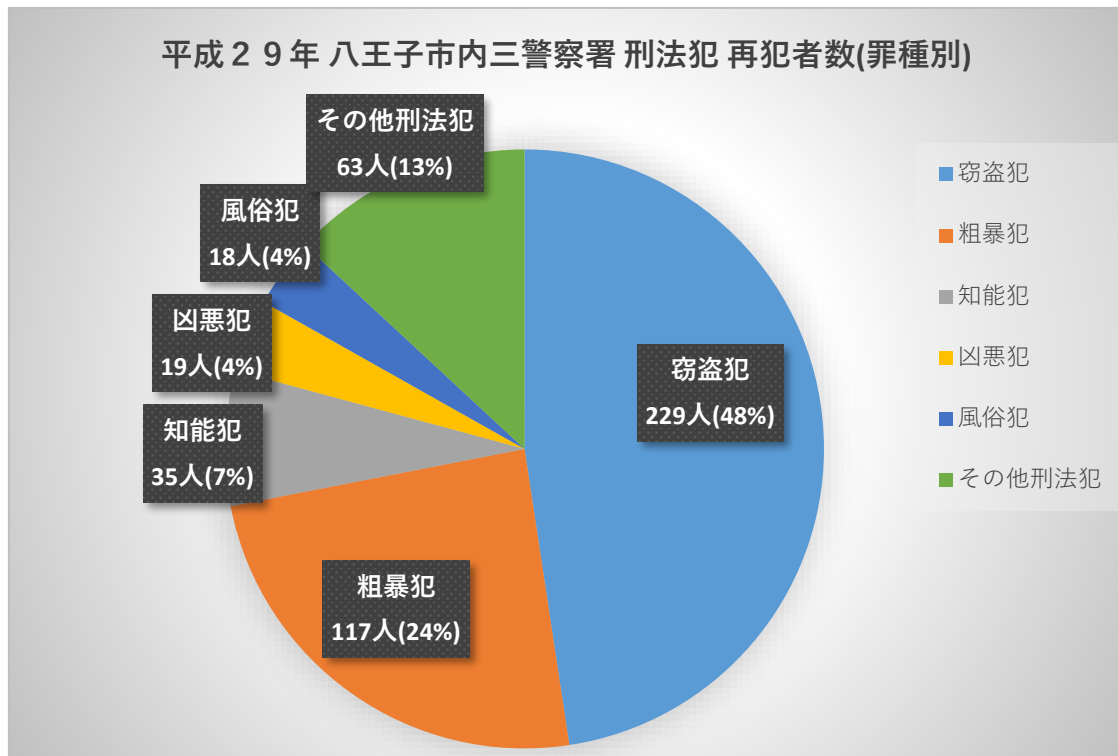
(八王子市)



(東京都)



(八王子市)



(無職者)

平成30年 東京都内
罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	28468	11338	39.8%
うち窃盗犯	11922	6314	53.0%
うち粗暴犯	7100	1906	26.8%
うち知能犯	2145	1063	49.6%
うち凶悪犯	721	315	43.7%
うち風俗犯	890	198	22.2%
うちその他刑法犯	5690	1542	27.1%
薬物事犯	2287	1037	45.3%

平成30年 八王子市内三警察署
罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	980	356	36.3%
うち窃盗犯	406	185	45.6%
うち粗暴犯	243	57	23.5%
うち知能犯	76	41	53.9%
うち凶悪犯	37	14	37.8%
うち風俗犯	31	11	35.5%
うちその他刑法犯	187	48	25.7%
薬物事犯	52	26	50.0%

平成30年 東京都内
罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	13692	6984	51.0%
うち窃盗犯	6200	3943	63.6%
うち粗暴犯	3412	1154	33.8%
うち知能犯	1227	716	58.4%
うち凶悪犯	382	202	52.9%
うち風俗犯	373	117	31.4%
うちその他刑法犯	2098	852	40.6%
薬物事犯	1549	771	49.8%

平成30年 八王子市内三警察署
罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	483	222	46.0%
うち窃盗犯	207	117	56.5%
うち粗暴犯	137	34	24.8%
うち知能犯	48	30	62.5%
うち凶悪犯	20	11	55.0%
うち風俗犯	13	4	30.8%
うちその他刑法犯	58	25	43.1%
薬物事犯	39	21	53.8%

令和元年 東京都内
罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	24902	10223	41.1%
うち窃盗犯	10758	5792	53.8%
うち粗暴犯	6463	1772	27.4%
うち知能犯	1799	914	50.8%
うち凶悪犯	692	275	39.7%
うち風俗犯	805	171	21.2%
うちその他刑法犯	4385	1299	29.6%
薬物事犯	2278	955	41.9%

令和元年 八王子市内三警察署
罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	893	340	38.1%
うち窃盗犯	429	210	49.0%
うち粗暴犯	187	61	32.6%
うち知能犯	58	28	48.3%
うち凶悪犯	25	7	28.0%
うち風俗犯	27	3	11.1%
うちその他刑法犯	167	31	18.6%
薬物事犯	57	19	33.3%

令和元年 東京都内
罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	12241	6387	52.2%
うち窃盗犯	5712	3716	65.1%
うち粗暴犯	3063	1049	34.2%
うち知能犯	1014	616	60.7%
うち凶悪犯	367	182	49.6%
うち風俗犯	325	88	27.1%
うちその他刑法犯	1760	736	41.8%
薬物事犯	1489	681	45.7%

令和元年 八王子市内三警察署
罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	425	207	48.7%
うち窃盗犯	206	127	61.7%
うち粗暴犯	97	36	37.1%
うち知能犯	36	21	58.3%
うち凶悪犯	13	4	30.8%
うち風俗犯	13	2	15.4%
うちその他刑法犯	60	17	28.3%
薬物事犯	37	14	37.8%

(男女差)

令和元年 東京都内

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	24902	4686	18.8%
うち窃盗犯	10758	3450	32.1%
うち粗暴犯	6463	567	8.8%
うち知能犯	1799	238	13.2%
うち凶悪犯	692	66	9.5%
うち風俗犯	805	31	3.9%
うちその他刑法犯	4385	334	7.6%
薬物事犯	2278	294	12.9%

令和元年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	893	151	16.9%
うち窃盗犯	429	119	27.7%
うち粗暴犯	187	14	7.5%
うち知能犯	58	5	8.6%
うち凶悪犯	25	0	0.0%
うち風俗犯	27	1	3.7%
うちその他刑法犯	167	12	7.2%
薬物事犯	57	9	15.8%

過去3年間 (東京都内)

全刑法犯(女性)検挙者に占める窃盗犯(女性)検挙者の占有率

	平成29年	平成30年	令和元年
全刑法犯	4994	5101	4686
うち窃盗犯	3635	3804	3450
窃盗犯占有率	72.8%	74.6%	73.6%

過去3年間 (八王子市内三警察署)

全刑法犯(女性)検挙者に占める窃盗犯(女性)検挙者の占有率

	平成29年	平成30年	令和元年
全刑法犯	179	141	151
うち窃盗犯	126	102	119
窃盗犯占有率	70.4%	72.3%	78.8%

令和元年 東京都内

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	12241	1919	15.7%
うち窃盗犯	5712	1619	28.3%
うち粗暴犯	3063	118	3.9%
うち知能犯	1014	67	6.6%
うち凶悪犯	367	21	5.7%
うち風俗犯	325	9	2.8%
うちその他刑法犯	1760	85	4.8%
薬物事犯	1489	146	9.8%

令和元年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	425	70	16.5%
うち窃盗犯	206	59	28.6%
うち粗暴犯	97	7	7.2%
うち知能犯	36	0	0.0%
うち凶悪犯	13	0	0.0%
うち風俗犯	13	0	0.0%
うちその他刑法犯	60	4	6.7%
薬物事犯	37	5	13.5%

過去3年間 (東京都内)

全刑法犯(女性)再犯者に占める窃盗犯(女性)再犯者の占有率

	平成29年	平成30年	令和元年
全刑法犯	2003	2013	1919
うち窃盗犯	1670	1700	1619
窃盗犯占有率	83.4%	84.5%	84.4%

過去3年間 (八王子市内三警察署)

全刑法犯(女性)再犯者に占める窃盗犯(女性)再犯者の占有率

	平成29年	平成30年	令和元年
全刑法犯	70	57	70
うち窃盗犯	60	45	59
窃盗犯占有率	85.7%	78.9%	84.3%

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律

平成二十八年法律第四百号

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料3 国の再犯防止推進計画(概要)

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

東京都再犯防止推進計画の概要

基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながらる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

主な取組

1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

- ・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導
- ・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発 …等
- ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等

- ・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置
- ・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

- ・学校における非行防止のための教育
- ・若ナビαの相談実施による自立支援 …等
- ・暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

- ・“社会を明るくする運動”における民間協力者の活動に関する広報
- ・若者支援ポータルサイト（若ぼた）による周知 …等
- ・保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等

6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

- ・再犯防止のための協議会等の設置 …等

資料5 懇談会・検討会開催状況

八王子市再犯防止推進計画策定懇談会

八王子市再犯防止推進計画の策定にあたり、効果的で実効性のある計画とするため、学識経験者及び関係民間団体等に意見等を求めることを目的に、八王子市再犯防止推進計画策定懇談会を開催しました。

(開催状況)

- 第1回 令和2年10月 2日
- 第2回 令和2年11月20日
- 第3回 令和3年 1月12日
- 第4回 令和3年 4月 9日

(主な検討内容)

- ・現状と課題及び具体的な施策について
- ・計画素案(案)について
- ・計画(案)について

参加者構成

(敬称略)

	所属等	所属団体名	役職	名前	
1	公募による市民			飯村 弘	
2	公募による市民			佐々木 えり子	
3	町会・自治会の代表者	八王子市町会自治会連合会	監事	尾川 幸次	
4	学識経験者	中央大学法学部	教授	四方 光	座長
5	保護司会の代表者	八王子地区保護司会	会長	三入 重夫	副座長
6	更生保護女性会の代表者	八王子地区更生保護女性会	会長	印南 幸子	
7	協力事業主会の代表者	八王子市更生保護協力事業主会	会長	森屋 義政	
8	矯正施設の代表者	多摩少年院	院長	森 伸子 山口 孝志	
9	更生保護施設の代表者	更生保護法人 自愛会	施設長	可児 克之	
10	更生保護施設の代表者	更生保護法人 紫翠苑	理事長	前田 善一郎	
11	警察署の職員	八王子警察署生活安全課	課長	平湯 達也	
12	防犯協会の代表者	八王子防犯協会	会長	内田 智	
13	保護観察所の職員	東京保護観察所立川支部	支部長	藤井 淑子	

八王子市再犯防止推進計画策定庁内検討会

八王子市再犯防止推進計画の策定にあたり、現状と課題の共有、各所管の取組の確認などを行う、八王子市再犯防止推進計画策定庁内検討会を開催しました。

(開催状況)

第1回 令和2年8月27日

第2回 令和2年11月17日

第3回 令和3年1月8日

第4回 令和3年4月9日

(主な検討内容)

- ・現状と課題の共有、各所管の取組、具体的施策について
- ・計画素案(案)について
- ・計画(案)について

庁内検討会構成員	幹事会構成員
生活安全部長(会長)	防犯課長(幹事長)
子ども家庭部長(副会長)	青少年若者課長(副幹事長)
福祉部長	福祉政策課長
生活福祉担当部長	生活自立支援課長
健康部長	保健対策課長
まちなみ整備部長	住宅政策課長
学校教育部長	教育指導課長

資料6 用語説明一覧

(五十音順)

用語	用語の意味
----	-------

あ行

<p style="text-align: center;">えるえすえー L S A</p> <p style="text-align: center;">せいかつえんじょいん 【生活援助員】</p>	<p>市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住している高齢者に対して、安否の確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、生活指導・相談、その他日常生活上必要な援助を行う者。</p>
---	---

か行

<p style="text-align: center;">きょうあくはん 凶悪犯</p>	<p>労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導をおこなうこと。</p>
<p style="text-align: center;">きょうかいし 教誨師</p>	<p>受刑者や少年院在院者等の改善更生のため、宗教により教誨(悪いことをしたものに教え諭すこと)をする宗教家。</p>
<p style="text-align: center;">きょうせいしせつ 矯正施設</p>	<p>刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の施設の総称。</p>
<p style="text-align: center;">きょうりよくこようぬし 協力雇用主</p>	<p>犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。</p>
<p style="text-align: center;">けいほうはん 刑法犯</p>	<p>刑法(道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。)に規定する罪のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発物取締罰則 ・暴力行為等処罰に関する法律 ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 <p>などの一部の特別法に規定する罪をいう。</p>
<p style="text-align: center;">けいほうはんにんちけんすう 刑法犯認知件数</p>	<p>警察が発生を認知した刑法犯に関する事件の数。(各警察の管轄内で発生したもの。)</p>
<p style="text-align: center;">けんきょしゃすう 検挙者数</p>	<p>各警察が検挙した事件の被疑者の数。(居住場所等を問わない。)</p>
<p style="text-align: center;">こうせいほご 更生保護サポート センター</p>	<p>保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。</p>

用語	用語の意味
こうせいほごしせつ 更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。法務大臣が認可。
こうせいほごじょせいかい 更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティアの会。

さ行

さいはんしゃすう 再犯者数	検挙者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪で検挙されたことのある者の数。
さいはんしゃりつ 再犯者率	検挙者数に占める、再犯者数の割合。
じあいかい 自愛会	八王子市内に所在する、更生保護施設。
しすいえん 紫翠苑	八王子市内に所在する、更生保護施設。
しゃかい あか うんどう 社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。令和2年までに70回実施。
しょうねんけいさつきょうじょいいん 少年警察協同委員	少年補導員の活動に加え、非行集団に所属する少年を離脱させるほか、非行防止のための助言指導相談を行う。警察が行う非行集団の解体補導への協力援助活動を行う。
しょうねんけいさつ 少年警察ボランティア	少年指導委員、少年補導員、少年警察協同委員等の総称。
しょうねんしどういいん 少年指導委員	風俗営業・性風俗関連特殊営業に関わる少年及び飲酒喫煙や風俗営業所等付近を徘徊している少年の補導、風俗営業者等に対する助言、健全育成に害を及ぼす行為により被害を受けた少年に対する助言・指導・援助等を行う。少年補導員も兼ねる。

用語	用語の意味
しょうねんほどういん 少年補導員	街頭で不良行為少年の発見及び補導活動を行い、また警察の補導活動等の補助を行う者。 少年相談の助言・指導を行う者。
しょっけんとう さぎとう 職権盗(詐欺盗)	公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、すきをみて金品を窃取するもの。
ジョブトレーニング	本人の状況に応じて、適切な配慮の下、生活困窮者に就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行うもの。
じりつじゅんぴ 自立準備ホーム	刑務所・少年院などを出所(院)した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人・社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行う。施設や居室もさまざまな形がある。
シルバーピア こうれいしゃしゅうごうじゅうたく 【高齢者集合住宅】	生活協力員(ワーカー)又は生活援助員(LSA)が安否確認や緊急時の対応を行うほか、手すりや緊急通報システムが設置された、高齢者向けの公的賃貸住宅。
せつとうはん 窃盗犯	刑法犯のうち、窃盗の罪。 手口として、侵入窃盗である空き巣・事務所荒し・倉庫荒しなどや非侵入窃盗である万引き・車上狙い・すり・ひったくり、乗り物盗である自動車盗・オートバイ盗・自転車盗などがある。
そうごうきょういくそうだんしつ 総合教育相談室	児童・生徒、または青少年の様々な悩みについて相談を受け付ける窓口。相談の内容や年齢に応じ、総合教育相談室内の各担当が相談にあたります。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介する。
た けいほうはん その他の刑法犯	刑法犯のうち、凶悪犯・粗暴犯・知能犯・風俗犯に当てはまらない、占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器物損壊などの罪。
そぼうはん 粗暴犯	刑法犯のうち、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝の罪。

た行

たまししょうねんいん 多摩少年院	八王子市内に所在する、少年院。家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
---------------------	--

用語	用語の意味
たまそうごうせいしんほけん 多摩総合精神保健 ふくし 福祉センター	多摩市に所在する東京都の依存症相談拠点。薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存症に対する個別相談や本人向け再発予防プログラム・家族教室・公開講座などを行っている。
ちのうはん 知能犯	刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職・背任などの罪。
どうきょうちほうけんさつちよう 東京地方検察庁 しゃかいふっきしえんしつぶんしつ 社会復帰支援室分室	立川市に所在する、東京地方検察庁立川支部内に設置された東京地方検察庁の部署。検察官・検察事務官・社会福祉アドバイザーで構成され、対象者(不起訴処分や、罰金、執行猶予の判決が見込まれる被疑者・被告人のうち、家がない・身寄りがいない・仕事がない・障害や依存症を抱えているなど、再犯防止のために環境調整が必要な者)が居住先の確保や福祉的サービス等を受けられるように、地方公共団体の福祉関係窓口や福祉関係機関等に連絡をとり、調整する、入口支援に取り組む。
どうきょうほごかんさつじよ 東京保護観察所	法務省が所管する、東京都内を管轄する国の機関。立川市に立川支部が設置されている。更生保護の第一線の実施機関として保護観察・生活環境の調整・更生緊急保護・恩赦の上申・医療観察や、犯罪予防活動などの業務を行い、保護司・更生保護女性会員・BBS会や協力雇用主・更生保護施設などと共に更生保護の諸活動を行っている。
どうとくじゆぎようちくこうかいこうぎ 道徳授業地区公開講座	授業の公開とともに、子どもたちの豊かな心を育むために学校、家庭及び地域社会ができることについて意見交換を行う。
とくしめんせついいん 篤志面接委員	法務省から委嘱を受けた、専門的な知識・経験を有する者で、受刑者や少年院在院者等の改善更生のために奉仕活動をする者。活動内容は悩みごとの相談や助言・教養や趣味に関する指導・薬物指導・交通安全指導・酒害指導など様々。
とくべつちようせい 特別調整	矯正施設及び保護観察所が他の機関と連携して、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに必要な介護・医療・年金等の福祉サービスを受けることができるようにする取組。

用語	用語の意味
は行	
はちおうじしこうせいほご 八王子市更生保護 きょうりよくじぎょうぬしかい 協 力 事 業 主 会	八王子市で活動する、協力雇用主の団体。
はちおうじしごじょうほうかん 八王子しごと情報館	職業紹介や相談、求人検索ができる。八王子市・日野市の求人情報を、エリア別、フルタイム・パート別で閲覧できるほか、仕事の紹介や応募書類の書き方などのアドバイスを受けることができる。また、専門カウンセラーによる相談も受けることができる(予約制)。
はちおうじせいしやうねん 八王子市青少年 もんだいきょうぎかい 問 題 協 議 会	青少年の指導・育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、市長と関係行政機関に意見を述べるができる。
はちおうじしなはいさんけいさつしよ 八王子市内三警察署	八王子市内を管轄する八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署(南大沢警察署は、一部町田市内も管轄する)。
はちおうじわかもの 八王子若者サポート ステーション	就労の意欲はあるが、働くことについて様々な悩みを抱えている無業の若者を対象に、様々な支援を通して、働きたい気持ちに寄り添い、就労に向けたサポートを行う。
はちおうじわかものそうごう 八王子市若者総合 そうだん 相 談 セ ン タ ー	進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った相談支援やプログラム活動等の居場所を提供している。
はちおうじ 八王子ダルク	「薬物依存症」から回復して社会復帰を目指す民間のリハビリ施設。通所型の施設で治療プログラムを日中に行う Honesty(オネスティ)と仲間やスタッフと共に暮らしながら生活リズムを整えるための入所型施設、ダルクホームなどからなる自立準備ホーム。
はちおうじちくこうせいほご 八王子地区更生保護 じよせいかい 女 性 会	八王子市内で活動する、更生保護女性会。
はちおうじちくほごしかい 八王子地区保護司会	八王子市内で活動する、保護司の会。

用語	用語の意味
<p>はちおうじっ子 マイファイル</p>	<p>子どもの個性を大切にし、誕生から自立に向けた就労期までの成長発達をサポートするためのファイル。 子どもの成長に関する情報を一つにまとめることにより、保護者と子どもに関わる関係機関が、事業の取組の中で活用し、切れ目ない支援につなげるもの。</p>
<p>はちおうじばん 八王子版ネウボラ</p>	<p>妊娠期からの切れ目のない子育て支援の仕組み。 孤立しがちな乳幼児期の子育てを、個々の事情に応じた相談や赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診事業の機会を通じ、子ども家庭支援センターや地域の子育てひろば等の子育て支援サービス、医療機関、保育園、幼稚園、学校、さまざまな相談機関等と連携しながら寄り添い見守るもの。</p>
<p>はちおうじびーびーえすかい 八王子BBS会</p>	<p>八王子市内の大学に在籍および市内・近郊居住の大学生と社会人で構成するBBS会。BBS会は、問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。</p>
<p>はは かい 母の会</p>	<p>母親の立場から広く社会公共の福祉に貢献するボランティア団体。各地で警察等と連携を取りながら青少年の健全育成や街頭補導・合同パトロールなどの非行防止活動、清掃活動や落書き消しなどの社会参加活動への支援、また子供と高齢者の事故防止活動などを行う。 市内では、八王子母の会・高尾母の会・南大沢母の会が活動する。</p>
<p>はんざい ものとう 犯罪をした者等</p>	<p>犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者をいう。</p>
<p>ふうぞくはん 風俗犯</p>	<p>刑法犯のうち、賭博・わいせつ(強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等)の罪。</p>
<p>ぼうはんきょうかい 防犯協会</p>	<p>警察と一体となって、民間の立場から「犯罪のない明るいまちづくり」を推進するボランティア団体。 窃盗防止対策・少年非行防止対策・地域安全活動等、各地域・町の犯罪事情に応じ、自主的な防犯パトロールを実施している。各警察署単位で設置。 市内では、八王子防犯協会・高尾防犯協会・南大沢防犯協会が活動する。</p>

用語	用語の意味
ぼうはん 防犯リーダー養成 こうしゅうかい 講習会	町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に活動できるようにするため、防犯に関する基礎知識を学び、防犯活動を広めるためのノウハウを習得する、地域の防犯活動のリーダーを養成する講習会。
ほごし 保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティア。 保護観察対象者となった者へ保護観察(更生のための指導監督・補導援護)を行う。法務大臣から委嘱。

ま行

みなみたま ほご かんさつきょうかい 南多摩保護観察協会	八王子保護区、町田保護区、日野・多摩・稲城保護区内における保護司活動の援護を目的とし、更生保護女性会、BBS会、協力事業主会といった関係団体の活動も含め、非行や犯罪の防止と罪を犯した人の更生のための活動を支援する。
みんかんきょうりよくしゃ 民間協力者	再犯防止を担う民間ボランティアの総称。保護司・更生保護女性会・協力雇用主・BBS会・更生保護施設・篤志面接委員・教誨師・少年補導員・少年指導委員・少年警察協助委員など。
メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力・メディアにアクセスし、活用する能力・メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの能力を構成要素とする、複合的な能力のこと。

や行

やくぶつじはん 薬物事犯	覚せい剤取締法違反・大麻取締法違反・麻薬等取締法違反・あへん取締法違反の罪。
やくぶつらんようぼうしすいしん 薬物乱用防止推進 サポーター	薬防協(東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会)指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を行う、市民団体等から推薦されて市に登録されている者。

わ行

ワーデン せいかつきょうりよくいん 【生活協力員】	市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住し、高齢者集合住宅に居住している高齢者の安否確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、その他日常生活上必要な援助を行う者。
---------------------------------	---

八王子市再犯防止推進計画

令和3～6年度
(2021～2024年度)

編集: 八王子市生活安全部防犯課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番1号

TEL: 042-620-7395

FAX: 042-620-7322

E-mail: b219200@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。  八王子